

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年12月22日（金）午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

有村隆志君 植山利博君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	越口哲也君	保健福祉政策課長	田上哲夫君
長寿・障害福祉課長	池田宏幸君	清水保育園長	新窪政博君
子育て支援課長	岡元みち子君	保険年金課長	有村和浩君
日当山春光園長	末原トシ子君	保健福祉政策課主幹	種子島進矢君
長寿・障害福祉課主幹	久木田勇君	子育て支援課主幹	市来秀一君
子育て支援課G長	富田正人君	長寿・障害福祉課G長	住吉一郎君
保険年金課G長	末増あおい君	保健福祉政策課主査	野村樹君
保健福祉政策課主査	稲留幸一郎君	長寿・障害福祉課主査	南郷正輝君
税務課長	西田正志君	収納課長	谷口信一君
税務課長補佐	貴島信幸君	収納課長補佐	萩元隆彦君
税務課サブリーダー	岩元勝幸君		
教育部長	花堂誠君	教育総務課長	本村成明君
社会教育課長	西潤一君	溝辺教育振興課長	宗像健司君
国分中央高校事務長	山下広行君	教育総務課主幹	山口清行君
溝辺教育振興課主幹	三好健一君	国分中央高校主幹	福永清美君
社会教育課G長	濱尻市子君	教育総務課主任主事	蔵原寛久君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

陳情第4号	田中加奈君	上塘香奈君	野村英理子君
陳情第5号	山下義仁君	岩元昭雄君	八ヶ代亘君
	高橋昭治君	伊藤レイ子君	南静江君
	中山恭子君	木戸義郎君	

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- 議案第78号 霧島市奨学資金条例の一部改正について
議案第79号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第80号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第81号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第88号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について
議案第94号 指定管理者の指定について（溝辺公民館）
議案第95号 財産の処分について
陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書
陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時59分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月18日に本委員会に付託されました議案7件と陳情2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。それでは早速審査に入ります。まず、日当山春光園の現地調査を行います。警察署側ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時00分」

「再 開 午前10時02分」

△議案第78号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第78号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

教育部に関係する四つの議案、第78号、第79号、第88号及び第94号について、まず私から一括して御説明いたします。まず、議案第78号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、議案書の1ページ、新旧対照表の1ページをお開きください。本条例の一部改正の提案理由につきましては、議案書の2ページになりますが、高等学校の専攻科や大学等の奨学資金の貸与額を増額することにより、専門知識や技能を身につけた者の定住を促し、地元企業への就職の促進、地域の活性化及び人口増を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第79号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案書の3ページ、新旧対照表の3ページをお開きください。本条例の一部改正の提案理由につきましては、霧島市立の公民館を指定管理者に管理を行わせる場合に、利用料金を収受させることができる規定等を設けるため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第88号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について、議案書

の16ページをお開きください。提案理由は18ページにありますとおり、来年2月に完成予定である国分中央高等学校体育施設の精華アリーナについて、国分中央高等学校の生徒による利用に限らず、広く市民の利用に供することを目的に、その使用に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。次に、議案第94号、指定管理者の指定について、議案書の32ページをお開きください。この議案は、霧島市溝辺公民館の指定管理者を指定するため、管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものでございます。以上が私からの説明でございますが、各議案の詳細につきましては、各担当課長等が御説明いたします。

○教育総務課長（本村成明君）

議案第78号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、改正理由等は部長が申し上げたとおりでございますので、改正内容をお手元の新旧対照表1頁で御説明いたします。まず、第2条の奨学生の資格でございます。改正前は、在学すべき学校の種別を文章で羅列しておりましたが、改正案は御覧のとおり1号から3号までに区分して整理いたしました。なお、高校を卒業してから進学することになる「専攻科」につきましては、これまで明記しておりませんでした。第2号に改めて大学や短大、専門学校と同じ区分として位置付けることといたしました。専攻科はその人材不足が課題となっております。保育士や看護師の養成コースがある学校も本市の近郊にありますことから、将来的には奨学資金返還免除制度へつなげ、定住人口の増加も視野に入れた上での改正でございます。次に、第3条の奨学資金の種類、額につきましては、2頁の別表のとおり「高等学校等の専攻科」を新設し、月額4万4,000円以内にするほか、専門学校、短大、大学につきましては、自宅からの通学か、それとも親元を離れ自宅外からの通学か、あるいは、公立、私立の区分に応じ、それぞれ御覧のとおり、貸与額を増額しようとするものでございます。なお、大学等の区分、金額は専攻科を除き、全て、独立行政法人 日本学生支援機構と同様にすることと致しました。これは、例えば、「私立大学に親元を離れて通う場合には、現行の貸与額では不足する」という声を多く聴くようになったことや、ここ2年間、大学の応募者が伸び悩んでいる実態に着目して、採用人数という量を確保するよりも、貸与金額の増加という質を高めようとするものでございます。次に、第11条の奨学資金の返還につきましては、今回、貸与額を増額することに伴いまして、2頁の別表に掲げる区分のうち、月額5万1,000円以上を借りた奨学生が、仮に現行のまま10年間で返還するとなりますと、現在の最高返還額の1万7,600円を上回ってしまいますことから、返還期間を10年から15年へ変更しようとするものでございます。条文は、第11条第2項第1号でございまして、「大学等の区分のうち、3年を超えて貸与を受けた者は、15年とすることができる」と規定いたしました。最後に議案の2頁の附則をご覧ください。施行期日は平成30年4月1日とし、ただし書きで適用区分を整理しております。以上で、説明を終わります。

○教育部長（花堂 誠君）

私のほうで一括概要説明をしまして、各議案毎に質疑を行うということでお聴きしておりますが、それでよろしかったでしょうか。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

今、御説明の中で、専攻科について第2号によって大学、短大、専門学校と位置付けを明記したということで、かなり使いやすくなったのかなと思います。そこで、将来的に奨学資金返還免除制度へつなげ、定住人口の増加も視野に入れた上でのということろで、この返還免除制度へつなげていく取組等まで議論されていれば、お示しいただければと思います。

○教育総務課長（本村成明君）

先ほど、本市の近郊に専攻科を有する学校があると申しあげましたけれども、これは始良市にあります龍桜高校でございます。龍桜高校には、これまで看護学科がございましたけれども、新たに保育専攻科もできたということろでございます。先ほども申しあげましたように、保育士の人材不足等も言われておりますので、こういう方々に本市の奨学金を借りていただいて、そして本市の保育士を求めている企業に就職していただけるのではないかとといったことも含めて議論し、このような改正案を提案させていただいたところろでございます。

○委員（徳田修和君）

そういう人材不足等は今、喫緊の課題だということろもありますので、つなげていっていただきたい。で、そこにはやはり課を越えた連携というものが必要だと思っておりますので、教育関係だけにとどまらず、総合的に議論が交わせる環境を整えていっていただきたいということろを求めておきます。

○委員（前川原正人君）

先ほど課長のほうから説明があったわけですが、口述書の中で将来的には奨学資金返還免除制度につなげて、定住人口の増加も視野に入れた改正をしていくんだということろで一つの方向性が出されているわけですけど、先日の本会議等でも市長の見解を聴いていると、だいたい13万人を目指していくんだということろなんですが、これは全庁連携しながら取り組んでいくことがまずは前提になると思っております。ただ、目標人口というのは漠とはしているんですが、この施策によって例えば何年度はどれだけとかいう目標値についての議論はなかったんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

そこにつきましても議論は致しております。現在、本市の高等教育機関の貸与者で地元定住をしている数字が、平均値で13人でございます。目標としましては、それを最低でも4人は伸ばしていこうということろで、17人を目指して試算等も行っているところろでございます。

○委員（前川原正人君）

増やそうという掛け声だけで、具体的にどこにどういう手を打っていくかということが必要だと思うんです。そこは臨機応変に変更していく、変更もあり得るという理解でよろしいですか。

○教育部長（花堂 誠君）

御指摘のとおりでございます。一般質問の場でも私のほうで答弁したと思っておりますけれども、今回の条例につきましては、返還免除型を盛り込んだ規定を本年4月から施行したんですけれども、先ほど説明もありましたように、若干まだ伸び悩んでいると。検証した結果、市民のお声をお聴きすると、額について要望があるといったことろで、今回、改正をお願いしているところろでございます。検証しながら、人数が増えない要因は何なのか、そういったことを市民の方のお声も聴きながら、朝令暮改ではいけませんけれども、やはり有効な改正は必要だと考え

ております。

○委員（前川原正人君）

第11条の奨学金の返還についての部分ですが、仮に現行のまま10年間で返還するとなると、現在の最高返還額の1万7,600円を上回っていくんだということですが、実際、現実の授業料等を見ると、まだまだ不足するわけです。それを少しでも補完するということになっていくんだらうと思いますけれど、この額についても、授業料というのは年々上がっていきますので、そういうことも視野に入れたということに理解してよろしいわけですね。

○教育総務課長（本村成明君）

日本学生支援機構が平成27年度に「学生生活調査」を実施いたしております。この数字も検証しておりますが、国公立、私立平均で授業料等の学費が、支払時期は毎月ではないんですけども、ひと月当たり平均約9万円。食費、住居費等がひと月当たり約8万6,000円という数字も揃っております。当然この額には、私どもの改正後の貸与額も不足するわけがございますけれども、少しでも金額を上げることで、その辺の解消を目指していくという考え方でおります。

○委員（仮屋国治君）

参考までに、現在の予算額と17人に増えた時の予算額見込みを教えてください。

○教育総務課長（本村成明君）

まず、各年度の決算ベースで予算規模を申し上げます。平成28年度が5,832万4,000円。この事業規模でございます。平成27年度が6,424万4,050円。平成26年度が7,112万6,000円という予算規模で、現在事業を実施いたしております。来年度に向けましては、この総体の予算規模は変えずに、人数を調整することで、先ほど量より質ということを申し上げましたけれども、改正していくということを考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第78号の説明に対する質疑を終わります。

△議案第88号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第88号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について、執行部の説明を求めます。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

議案第88号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定につきまして、御説明いたします。議案書の16ページをお開きください。まず、第1条で、新しい体育館の名称を「精華アリーナ」としてありますが、これは、生徒に募集を行い、複数の応募の中から、生徒に馴染みのある精華を入れた「精華アリーナ」と致しました。第2条から第4条までは、使用時の許可条件や制限等について定めております。第5条では、使用料等について定めておまして、別表のとおり、開放する施設といたしましては、1階の武道場と2階体育施設、3階の体育施

設になります。なお、使用料は、専用で使用する場合と一部使用では料金が異なりますが、これは、2階の体育施設のバレーコート3面を使用した場合は専用使用とし、1面のみの使用であれば一部使用としております。第6条は、使用料の減免について、第7条から第9条については、使用する時の禁止事項と損害賠償等について定めております。第10条では、この条例(案)に定めるもののほかの事項は、規則や要綱で定めることとしております。なお、本条例の施行日につきましては、精華アリーナの完成が、平成30年2月末の予定でありますことから、平成30年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

平成30年4月からという予定であります。ここは国体の競技会場にも選定されていると思いますけれども、それにも合わせて使用料をしっかりと定めて、活発な幅広い活用をという目的だとは思いますが、まずはここは中央高校の体育館ということであって、やはり学生の教育の向上というところを妨げてしまうと、施設の意義というものが問われてくるのかなと思いますので、学生の利用を妨げないと言いますか、学生がしっかりとこの施設を使っていける取組と、外部の方に使っていただく使用の割合の調整という部分を、どの程度想定、議論されたのか、お示しいただければと思います。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

委員御指摘のとおり、精華アリーナにつきましては学校の体育施設で行政財産ということで、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用ができることと定められておりますので、あくまでも学校の生徒が使う授業や部活動を優先させていただくと。その空いた時間の中でというようなことで考えているところでございます。本校と同じ体育系の学科がございす鹿児島南高校に聴いてみたところ、鹿児島南高校につきましては、土日祝日は部活動等がございまして無理であろうと。平日につきましても、部活動がありますので、19時半ぐらいまでに部活動が終わって、19時半から2時間程度の使用になるのではないかと考えているところでございます。

○委員（徳田修和君）

他の例も示していただいたんですけれども、実際に利用していただくというのは難しいのかなという感じも受けます。ですが、できればそういう時間帯の調整もシミュレーション等して、教育向上がまず第一ですけれども、幅広く使っていけるような形がないか、議論していただきたいと求めておきます。

○委員（前川原正人君）

議案書の17ページの中で、使用料の減免ということで明記されているんですが、「別に規則に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」と。アリーナの使用条例は新たに作られた条例となるわけですけれど、これについては、どういう内容で使用の減免を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

今、小中学校の体育施設も開放しているところがございますので、そちらに倣って同じような取扱いになるのではないかと考えております。ちなみに、学校施設の使用条例施行規則の中では、減免のできるものとして、「市及び市の機関が主催し、又は共催して使用する」と「その他教育委員会が適当と認めたとき」となっておりますので、そういうことになると思います。

○委員（前川原正人君）

ただ、生徒たちが使うという前提があるわけです。その辺の調整というのは本当に難しいと思います。例えば、市のイベントを優先させるのか、中央高校の生徒のほうか、どこに重きを置くかというのが出てくると思うんです。その辺についての棲み分けはちゃんとされるという理解でよろしいわけですね。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

あくまでも学校の施設だということで御理解いただきたいと考えているところがございます。一番懸念されるのは、学校内にある施設ですのでセキュリティーの問題等もございますので、そこは十分協議し配慮しながら、開放できる時間帯と曜日等を考えて、市の体育館のように誰でも彼でもというようなところでは難しいのかなど。ちゃんとした責任者がいらっしゃる団体に貸すという制限をある程度設けないと難しいのではないかと考えているところがございます。

○委員（前川原正人君）

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例で見ていくと、全て使用時間が8時半から22時までとなっているわけです。となると、これもある一定の使用時間を括らないといけないと思うんです。それはこういう形で付けられていくというイメージは持っているんですけど、条例では時間が決められているわけです。ですから、行政財産だけど中央高校の生徒たちが優先するという複雑に絡み合うような形が想定されるわけですが、それについてはどうなるのかお聞きしておきます。

○教育部長（花堂 誠君）

そもそもを申し上げますと、市の体育施設はそもそもが体育施設でございます。したがって、使用時間につきましては8時半から22時までと限定できます。ただし、今回の条例につきましては、事務長からも申し上げましたとおり、基本的には学校施設でございますので、学校施設の開放条例にも使用時間というのは規定されておりません。したがって、そういった学校のいろんな事情を考えて規則に委任し、あるいは要綱等で定めるというのが一般的なやり方だと思います。

○委員（前川原正人君）

議案書の18ページの中で、それぞれ1時間につきの使用料が出されているわけです。この算出根拠は何だったんでしょうか。ほかのところと合わせてある部分もありますけれど、施設として比較したときに、福山体育館と似たような感じの使用料になっているわけです。この算出根拠というのはどこから引っ張ってきた数字になっているのかお聞きしておきます。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

今回の条例の使用料設定の根拠につきましては、今年の4月1日に全庁的に公の施設の利用料金の改定が行われておりまして、その内容に準じているということでございます。具体的に申し上げますと、体育館につきましては、バレーコート1面につき220円とのことでしたので、

今回できる体育館は3面できるということで、全面使用の場合は660円としたところでございます。卓球場、武道場につきましては同様な考えで、市内の類似の体育施設と同額の料金設定ということでございます。

○委員（前川原正人君）

一番懸念するのは、事故、怪我が発生した場合、各種の保険。それは当然、ちゃんと保険に加入しているということが前提になると思うんですが、その辺の各団体への指導とかもしっかりとやらなければならないことが想定されるわけですが、それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

先ほど団体という表現をさせていただきました。今考えているイメージとしましては、あくまでもその団体の管理責任者を定めていただいて、その方に全て管理責任を持ってもらうと。そのためには、事前に登録をしてもらう形もあり得るのかなと。極端に言うと、昨日申し込んで今日使えるというような形はなかなか難しいのではないかなと。事前に登録をしていただいて、保険を含めて責任の所在については、あくまでもその団体に持つてもらうということにさせていただきたいと考えておりますので、市の体育施設とは違い、制限が掛かるということを御理解いただいた上で借りていただくという形になると思います。

○委員（前川原正人君）

何回も申しますように、大いに使っていただきたいという思いはよく伝わりました。ただ、今度は、申し込みをする場所は、高校に直接なのか、行政財産ですので、社会教育課の担当になるのかなという気がしますがけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

あくまでも中央高校は教育委員会の所管でございますので、申し込みは教育委員会になると思います。ただ、取扱い事務については学校のほうになると思いますので、あくまでも大元は教育委員会になると思います。

○教育部長（花堂 誠君）

いろいろ御指摘いただいたことを踏まえまして、今回議決をいただきましたならば、周知期間もございますので、そういった登録団体への呼び掛け等を行って、詳細については、例えば説明会を開くといった形で周知をしたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

広く市民の利用をとということでございますけれども、市外の方々、または市外と市内が混ざっている場合の許可の仕方はどうなりますか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

学校施設であり安全対策上の問題もございますので、霧島市内の小中学校が開放していますように、スポーツ、レクリエーション等の活動を行う団体に限らせていただきたいと考えております。御質問にありました市外の方はということなんですが、基本的に、霧島市に在住、在勤、在学している方が10人以上の団体を構成し、かつ管理責任者に成人が含まれている場合というような形を想定しておりますので、市外の方も使用できるけれど必ず市民の方はいないといけないという形になるかと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 88 号の説明に対する質疑を終わります。

△議案第 79 号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第 94 号 指定管理者の指定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 79 号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議案第 94 号、指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

議案第 79 号と議案第 94 号は関連がございますので、続けて御説明いたします。議案第 79 号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案書の 3 ページをお開きください。今回の改正は、議案第 94 号、指定管理者の指定についての議案に関連するもので、本条例に利用料金の条文を追加しようとするものでございます。理由と致しましては、霧島市の条例公民館のうち、平成 30 年 4 月 1 日から溝辺公民館（みそめ館）を指定管理者による管理運営とすることに伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、従来の市の公金である使用料に代わって利用料金制を採用し、指定管理者の収入として収受させることができるようにするためでございます。なお、指定管理者による管理を開始する日は平成 30 年 4 月 1 日ですが、それ以前に指定管理者が指定の手續及び利用料金を定める手續が必要のため、公布の日からそれらの手續を開始できるものといたします。続きまして、議案第 94 号、指定管理者の指定について御説明いたします。上床運動公園の体育施設及びコミュニティー施設は、平成 18 年 9 月から指定管理者による管理運営を行っていますが、同公園内にある溝辺公民館（みそめ館）も同一の指定管理者の下で一体的に管理運営させることにより、公園施設の機能を最大限に生かし、かつ、効果的・効率的な管理運営に資することが期待できることから、今回、現指定管理者のきりしま P P P（株）に平成 30 年 4 月 1 日から直接指定するものであります。ただし、溝辺公民館（みそめ館）内の溝辺図書室だけは中央図書館である国分図書館の下位に位置付けされる分室的役割を持っていることにより、今回の指定管理からは除外しております。なお、上床運動公園に係る指定管理期間については、平成 31 年度をもって満了することから、溝辺公民館（みそめ館）に係る指定管理期間も同年度までとします。この間、2 年間の管理運営について、現指定管理者きりしま P P P（株）が今までの実績や一定の技術、知見等を有していることから、直接指定するものであります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。それでは、まず、議案第 79 号について質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

今回、従来の使用料に代わって利用料金制を採用するということですが、ここまでに利用料金にしたほうが優位であるというところに至るまでの経緯があればお示してください。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

現在、上床運動公園はきりしまPPP（株）に管理運営していただいているんですけど、コミュニティーセンターとグラウンドゴルフ場とか体育館とか上床どーむなどの体育施設につきましても、使用料ではなく利用料金でしております。使用料というのは、市の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金であり、利用料金となれば指定管理者の収入として収受することができますので、私法上の債権ということになります。使用料のままであれば市のほうにお金が入るのに対して、利用料金というのは、自主事業などでがんばった分だけ指定管理者のほうに収入が入るということになりますので、他の体育施設やコミュニティー施設と同様に利用料金制ということに致しました。

○委員（徳田修和君）

利用料金制にした際に、指定管理者において自由に利用料金の変更ができるということというところで理解してよろしいですか。経営に対して利益を上げるために利用料金を上げたいとか、今まで歳入に入っていたのがこれからは指定管理者の利益になっていく点で、利用料金の変更を自由にできるとかはないという理解でよろしいんですか。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の一部改正の第8条の2第2項によりまして、利用料金の額は、「別表第5、つまりは市長の定める額の範囲内で当該指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額」としておりますので、極端に利用料金として値上げをするということは、市としても協議をするということになっていきますので、好ましくないのかなと思われま。

○委員（徳田修和君）

今まで使用料ということで歳入に入ってきていたわけですが、そうなったときに、補修とかに関しては、従来どおりの取扱いがあるのか、入ってくるお金が指定管理者にいくのであれば、そういう補修とかの部分もある程度負担していただくようになるのか、その辺の改定があるのかをお示してください。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

みそめ館自体も老朽化施設ですので、いろいろな修繕もあるかと思えます。上床運動公園や体育館、上床どーむなどいろいろありますけれど、老朽化してきて、相当修繕も増えてきているんですけど、協定では10万円以内の修繕については指定管理者で行うと。それを超える分については事前に言っていただければ、予算措置して行うということになっておりますので、みそめ館についてもそのような形で対応していくものと思えます。

○委員（徳田修和君）

従来どおり10万円以内はみていただくというところは変わらない。ただ、使用料という形では指定管理者にかなりの負担を被っていただいている。利用料金制にして、少しでも指定管理者のほうにいつてもらわないと、この10万円以内の修繕とかも安定的な経営にはちょっと支障が出るというような考えで、利用料にしたほうが安定的な運営をしていけるという考え方でよろしいですか。10万円以内は今までも修繕していただいていたということで、建物もかなり老

朽化しているので、そういう細かい修繕は多く出てくる施設だと自分でも利用して思っております。ですので、利用料金制にしたことでその10万円以内の補修という負担も少しは軽減されるという気がしているんですけども、そういうのも今回の利用料金制にするということは考慮されているのかなと感じたものですから、その辺はどのようなお考えなのかなと思っております。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

実際、修繕料というのは相当発生しているんですけど、今もみそめ館では空調が止まったりとか毎年のように修繕はあるんですけど、あまり10万円以内の修繕というのがないです。空調が壊れたりいろいろなところが壊れたりすると、数十万円、数百万円単位のお金になってしまいますので、細々した修繕というのは電気系統などの簡単な修繕くらいしかないのではないかと思います。

○委員（仮屋国治君）

関連がありますので、審査の範囲を議案第94号まで合わせていただけませんか。

○委員長（平原志保君）

では、そのようにしていきたいと思っておりますので、議案第94号の質疑もある方はお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

公民館の設置及び管理条例という、みそめ館の話が中心になっているんですが、この条例というのは、霧島市にあるいわゆる条例公民館を全て対象とすると私は思っているんですけど、そういう理解でいいですか。みそめ館だけが特化して議論されているので。

○学校教育課長（西 潤一君）

条例公民館について指定管理が可能になるということでございますので。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の改正は、利用料金を収受できるという部分だけが今までなかったということで、新たに追加しようとするものでありまして、現在の条例におきましても指定管理者制度そのものは全公民館に対しては可能である規定はされているということです。今回の利用料収受についても、全ての公民館に対応するというところでございます。

○委員（前川原正人君）

いわゆる公民館施設というのは、社会教育法第22条の中で、定期講座、討論会、様々な講演会、実習会、展示会等を開催することと、記録、模型、資料を備え利用させること等が第22条の定義なんです。そうすると、今度はこのような開催時に、このような開催時の利用料金も収受させるという理解でよろしいわけですね。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

利用料としましては、今まで使用料を取っていた時と同じように、減免の申請があった場合は減免をする。減免の申請がなかった場合は普通の利用料金という形で取るようになります。

○委員（前川原正人君）

使用料と利用料となると定義が違ってくるわけです。使用料というのは使った分だけいただくもの。利用料も似たようなことなんですけれど、ただこの条例ができることで、指定管理者

はそれを歳入として受け入れることができるということは理解しているつもりです。そうすると、指定管理料が減額されるんじゃないかという懸念が出てくるわけです。指定管理者が収受できるようになると、それは経費として次の事業をするための財源として使えるわけです。今度は、指定管理料となるとまた別の部分がありますから。みそめ館が大体年間約178万円ぐらい使用料があるわけです。それは、実際の話、指定管理者が次の事業をやるなり経費に使うなり自由にできるわけですよ。そうしたときに指定管理料は変化をしないという理解でよろしいですか。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほども説明しましたが、使用料と利用料で言葉は違いますが、別表第5の範囲内ということですから、極端に変わることはなく、そのままだと思います。ただ、指定管理者が直接収受できるものとして利用料でなければなりませんので、当然その利用料分は指定管理者の収入になります。ですから、財源が増えるということはそれだけ歳出の方もやはり市が委託料として出していた分からは当然収入の方は減らさないと二重取りになってしまうということになります。ですから、今のところ直接指定をしておりますので、2年間という御提案もさせていただいておりますが、それが過ぎた場合は、状況も見て公募するべきなのか、公募となるとその利用料金についてあるいはその競争が働きますので、いわゆる業者の資質の部分で適正かどうか判断材料になります。

○委員（前川原正人君）

私が言いたかったのは、使用料から利用料になったときに指定管理者がそれは歳入として受け入れるわけです。その歳入で受けた金額が幾らであっても、その指定管理者が次の事業をやったり人件費に使ったりするのは可能であるという理解でいいですよ。

○教育部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。ただし、市としては直接収入を受けて、それを指定管理者に対する委託料の財源に充てていたものを、直接指定管理者が受け取るわけですので、その分は市は委託料から減らさないと財源が不足することになります。

○委員（前川原正人君）

指定管理者が努力をして新たな事業展開をして利用料が増えてきてとなると、それは大いに結構なことなわけです。でも今度はその分、今まで入っていた指定管理料が目減りするわけですよ。万が一、赤字になったときの対応策というのはどうするのでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の公民館の指定管理者のみならず、市の指定管理者においては、特に直接指定の場合は、市が直営でやっていた頃の経費を参考にして、ちゃんと経費をみますので、例えば、よくあるケースなんですけれども燃料等が非常に高くなったといった場合は、指定管理者委託料に更に補填をするという形でやっておりますので、それと同様のことをしていくということになります。

○委員（前川原正人君）

きりしまPPP（株）の構成団体というのは何社でしょうか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

きりしまPPP（株）は、溝辺の末重建設、国分の淵脇建設、牧園の山口株式会社、福山の福山土木、霧島の吉村建設の5社です。

○委員（前川原正人君）

議案第79号の中で、利用料を収受させることになるということを前提に考えたときに、議案第94号の説明資料の年間利用料金が、平成28年度の実績で178万2,380円あるわけですが、そうすると指定管理料は今後平成30年度から3年間は、だいたい幾らぐらいを想定されていますか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

指定管理料につきましては、現在、みそめ館の職員の人件費を除いた額がほとんどということになります。だいたい2,000万円から2,500万円の間の数字になるのではないかと思います。

○委員（前川原正人君）

みそめ館だけではなくて、きりしまPPP（株）が、都市公園とか横川の丸岡公園とか、様々なところを指定管理されているわけです。その全体で今おっしゃった2,000万円ということなんですか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

指定管理の委託料として支払う額は、みそめ館だけで2,000万～2,500万円程度だと思います。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の審査は、あくまでも溝辺公民館の指定管理の審査でございまして、きりしまPPP（株）さんは、その他、丸岡公園とかも指定管理していらっしゃいますので、そこまでの額は我々としては承知していないところです。

○委員（前川原正人君）

最初の指定管理制度が導入されたときに、自治法上法文化されて、その何年か後に霧島市としても指定管理制度を導入したわけです。そのときに、人件費は200万円ぐらいでやりなさい、そして直営の時よりも大体5%カットで指定管理料を、という設定が今までの流れなんです。そうすると、大体利用料を収受できるようになるとパーセンテージで言った時にどれぐらいの経費の節減と想定されていますか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

行政としての節約と言いますか、今みそめ館の年間の維持管理費は、2,000万円ぐらい掛かるんです。それに、その職員の給料分。実際は、その職員の給料分がなくなると見ていただければいいと思います。あと、今度新たに指定管理していただく人件費につきましても、一人200万円とおっしゃいましたけれど、実際は基準が200万円であって、施設長などになる方については、あそこは大ホールも有していますので、ある程度の技術のある方となれば、250万円から300万円とか、一人はそういうふうになると思います。その辺の額につきましても、3人ないし4人体制でやっていく形で考えております。

○教育部長（花堂 誠君）

今回指定管理を提案させていただいているきりしまPPP（株）さんは、先ほど課長も説明申し上げましたが、コミュニティーセンター、体育施設も指定管理をしております。そういった中で、今回、みそめ館を含む公民館部分を指定管理ということであれば、特に人の問題もよ

り効率的にできると思いますので、当面、この2年間の状況も見て、後の指定についてはまた検討させていただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

条例が出たこの段階で、非常にアバウトだなという感じがするんですけども、部長のほうからは効率的な運営という言葉が出ましたけれど、そもそもが指定管理者制度というのが、民間の知恵を借りながら運営費を節約をするという目的があるわけですので、現在、アバウトな2,000万円から2,500万円ではなくて、幾らという金額は算出はしていらっしゃるのか。また、事業者と打ち合わせ等はできていないのかをお尋ねいたします。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

指定管理料については、ある程度細かな数字は出ているんですけど、そこは来年度当初予算からのことになりますので、ここで詳しい数字は控えさせていただきたいんですけど。きりしまPPP（株）との打ち合わせにつきましても、この議会で議決していただきましたら、公布をした日から協議することができると思っておりますので、その間を利用してしようとは考えております。

○委員（池田 守君）

今、委託料の話が出ましたけれども、そもそもが指定管理者というのは、現在、維持費が幾ら掛かるから委託して幾らくらいでという、その金額が出ないことには審議はできないのではないですかね。だから少なくとも、2,000万円から2,500万円という数字ではなくて、もっと絞り込んだ数字を教えてもらえないと審議ができないと思いますよ。

○教育部長（花堂 誠君）

課長が申しておりますのは、当初予算に係る問題であって具体的な細かい確定になるような数字を申し上げられないということでございますが、先ほど前川原委員からありました、現在市が一般的に指定管理をしております人件費の相当分を除けば、1,700万円程度を施設の電気料等全てを含む維持管理費と見込んでおります。すなわち、これは市が現在直営でしているものが大体この数字でございまして、プラスその人件費の部分が乗ってくるということでございますので、先ほど来ありますように、それを加えますと現在4人で算定しておりますから、200万円×4人の800万円が上乗せされ、大体2,500万円程度になるのではないかと試算しております。あくまでも直接指定の数字でございまして、取扱いについては現在市長もまだ確認していないところでございますので、この場の中でということで御理解いただければと思います。

[14ページに訂正あり]

○委員（仮屋国治君）

ちょっと休憩してもらっていいですか。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時07分」

「再 開 午前11時08分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほどの指定管理委託料の見込みに対する部分で訂正をさせていただきたいと思います。詳しい数字を申し上げられないということでしたが、現在、試算をしております額は、当然市の直営での決算見込み等の額もございますので、それに人件費相当分を加えたおおむねの数字でいきますと2,400万程度を基準価格としております。したがって、予算につきましてはこれを参考にして決定していくということになるかと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第79号と議案第94号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時13分」

△議案第80号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第80号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案2件、財産処分に関する議案1件の計3件でございます。それでは、まず議案第80号について説明させていただきます。議案第80号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、現在休園中の佐々木保育園が今後保育園としての活用が難しい状況であり、保育園として廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

議案第80号につきまして説明いたします。この議案は、現在休園となっております佐々木保育園について、地域からの要望も出ている放課後児童クラブへの利用転換を前提として、同園を廃止するため、本条例の所要の改正を行うものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

現在休園中ということですがけれども、いつぐらいから休園していて、保育園として活用する

見込みがないという判断にいくまでの年数があればお示してください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

佐々木保育園の園児の推移をお示いたします。平成25年度が8人、平成26年度が8人、平成27年度が5人、平成28年度が3人、平成29年度は0人ということで、年々減少傾向が続いておりました。そういう中で地元の佐々木小学校の保護者の皆様方が地域の署名を集められて、ぜひ休園中の佐々木保育園を児童クラブとして活用していただきたいという署名をいただきまして、私どもも今後保育園としての活用は非常に難しいと思っているところではございましたので、ぜひ地元の意向に沿った形で対応したいということで、今年度の要望書を受けまして判断させていただいたところでございます。

○委員（徳田修和君）

地域の声を大切にされて児童クラブへの利用転換ということで、地域の方々がより使いやすい子育て環境ができるのであればいいのかなと感じますけれども、保育園ですので規格的に小さいと言いますか全てが目線の低い建物の造りだと思わなければならないけれども、これが児童クラブとして利用転換されるというのは、その建物のまま使えるものなのですか。かなり改修を入れないといけないのか、その辺はどのように検討されているんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

現在、中のほうも児童クラブを運営されているところの支援を頂きながら、建物自体、このまま使えるのかを確認していただいております。あとは、運営をするところをどうするかというところが一番難しいところではございまして、運営費等につきましては私どもも今年度の予算の中に確保はしているんですが、そこを運営してくださる組織と人材の確保が一番の課題でございまして、そういう協議会がございまして、協議会の方々に現地を見ていただいて、今の状況をどう改修する必要があるのかとか、どういう形で支援員を確保していくのかという部分を調整中でございます。

○委員（前川原正人君）

今回、地域からの要望で学童保育として利用するというので、佐々木保育園を廃止ということはもう閉園という理解になるんですか。1回、ほかの利用をするともう復帰できないわけですか。これは完全になくなるという理解でよろしいんですね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

廃園しますと児童クラブとしての位置付けで運用するということになります。保育園児が減少していった理由と致しましては、周りの園から送迎が可能ということで、地域としてもそういう送迎によってより集団の中で保育ができることに対する良さを考えていらっしゃるようではございまして、十分今後も地域の保育需要はカバーできるということで廃園という判断をさせていただいたところでございます。

○委員（前川原正人君）

保健福祉施設民営化実施計画が保健福祉部のほうで平成24年7月に出ているわけです。その「その他の行動」の中で、今回の民営化から外れる佐々木保育園、牧園保育園、中津川保育園のうち、例えばおよそ4km程度の距離にある佐々木保育園と牧園保育園の統廃合を検討しますという方針が出ているわけです。これは今から5年ほど前の話で、それからまた幾多の変遷

があつて先ほどおっしゃいました平成25年の8人から5人になって3人になって0人になったという背景があるわけですが、ということは今までいらっしゃった保育園児たちは、牧園保育園のほうにもシフトしたという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そのとおりでございまして、高千穂保育園等にも行っていらっしゃるという話もお聴きしております。そういうことで、保護者の皆さん方の御判断のもと、希望される園に移られたというところでございます。

○委員（池田 守君）

放課後児童クラブへの転換を前提ということですが、放課後児童クラブは今、公設民営という形で進めていると思うんですが、そう捉えてよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そのような考え方でございまして、今ある保育園は当然市の持ち物でございますので、建物につきましては、引き続き公設で設置しまして、運営につきましては地元を中心とした母体を作っていただいて、そこでの運営を目指すということでございます。

○委員（池田 守君）

ということは、光熱水費等はもう負担されるでしょうけれども、家賃とかは発生しないという理解でよろしいですね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そのとおりでございます。家賃等につきましては、当然なしということで、ただ運営に係る光熱水費等は補助等を合わせた中で負担していただくという予定をしております。

○副委員長（宮田竜二君）

放課後児童クラブへの転用ということなんですけれども、大体何人くらいを予定されているか教えてください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

現在、佐々木小学校の全児童数が22人でございます。ただ、残念ながら6年生が6人いらっしゃって、来年は入学者は0人ということで16人になることが予想されております。地元としても放課後の子供たちを預ける場所をしっかりと確保しながら、学校を維持していきたいという強い思いがあるようでございますので、16人のうち何人が入所されるかまだ把握のしようがないわけですが、より多くの方が利用できるような形を考えていきたいと思っております。

○委員長（平原志保君）

今の質問に関連するんですが、佐々木小学校の定員が今度16人になるということで、この中から学童クラブのほうに行くのが何人かまだ分からないということですが、ここにお子さんを増やしたいということならば、今回の学童クラブから一歩進みまして放課後教室という形で市のほうでの運営というのはお考えにはならなかったんでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

保健福祉部の考え方としましては、放課後児童クラブの流れというものを継承する形で、この佐々木におきましても放課後児童クラブで設定したいということでございます。放課後児童

教室になりますと、教育部所管の部分も出てまいりますけれども、その調整は致しておりません。地元のそういう思いを尊重しながら放課後児童クラブでの運営を目指しているところがございます。

○委員長（平原志保君）

他市町村などを見ますと、放課後学童クラブと放課後教室をいっしょに運営しているところが多いわけですがけれども、放課後児童クラブを基として全部の子供を対象とした放課後教室、放課後教室の部分の子はおやつが出ないとかそういうことが出てきますけれども、そのようなお考えでやっていただいてもいいのかなというふうに思うんですが、これは要望としてお願いしておきます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そういう考え方もあるかとは思いますが、少人数の中で同じ施設の中に児童クラブと児童教室を併用したときに、負担や費用の問題をどう整理していくのか、私どもも放課後児童クラブに対しての運営費を予算化しておりますけれども、放課後児童教室は基本的には無料での設置になりますので、そういうところの調整となりますと、掛かる費用をどう工面するかとなると、これはまた出直さないといけないということも出てきますので、しっかりと運営費を出して放課後児童クラブとして運営していくのが望ましいのかなと考えております。

○委員長（平原志保君）

今回市長も変わりました、市長も子供の居場所作りをお考えのようですけれども、追々小さな子供たちから小学生、中学生と場は広がっていくとは思うんですが、人口減のある佐々木小学校区域などは、これからの新しい方に入ってきていただかなければならないとなれば、そこら辺にある普通の学童クラブがあるだけでは保護者へのサービスにはならないと思うんですね。予算を取る部署が二つに分かれたり、少ない人数の中で二つのものを運営していくというものはなかなか難しいとは思いますが、他の地域でやっているものなので、皆様の実力でもってすれば軽くカバーできるものだと思います。ひとつ勉強していただいて御検討いただけるよう、よろしく願いいたします。

○保健福祉部長（越口哲也君）

ここに限らず今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

保育園の廃止から学童保育の利用と口述がなっている関係で、学童保育のほうまで言及せざるを得ないわけですが、この学童保育を利用するということは、平成30年度の4月からという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

先ほど予算の確保についても準備を進めていると申し上げましたように、平成30年4月を目指して作業を進めているところがございます。

○委員（前川原正人君）

今の時点でどれぐらいのというのはなかなか難しいでしょうけれども、学童保育を設置する場合一人当たりの面積が決まっています。1.65㎡でしたか。たくさんいればその分が確保のために措置費とか様々な補助金等もあるわけですが、その辺についてのシミュレーションは

されていらっしゃるんですか。だいたいどれぐらい来るであろう、経費が幾ら掛かるであろう、霧島市の場合は公設民営化が大前提になっているんですが、諸政策上でのシミュレーションというのはされていないですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

個別のシミュレーションは致しておりませんが、措置費として350万円は確保するように予算要求を致しておりますので、この金額で児童クラブ運営している協議会等にお尋ねしたところ、16人全員が入られたとしても運営としては支障なく運営ができるというような助言は頂いているところです。個別は今後のことになろうかと思えます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第80号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時35分」

△議案第81号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△議案第95号 財産の処分について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第81号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議案第95号、財産の処分について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第81号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成30年4月から日当山春光園の民営化を行う予定であり、これに伴い市立としての養護老人ホームを廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものでございます。また、建物を無償で譲渡することとしておりますことから、議案第95号、財産の処分についてを提案し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

それでは、議案第81号について説明いたします。この議案は、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく日当山春光園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。日当山春光園の民営化にあたり、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立養護老人ホーム民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。一法人から応募

があり、選考委員会による審査の結果、社会福祉法人豊生会が民営化の移管先として選定され、市ではこれを受け、同法人を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから日当山春光園の民営化に当たり、市立から廃止するため、今議会に、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案を提出したところでございます。なお、経営移管は平成30年4月1日を予定しておりますが、本一部改正条例の施行日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日」として、規則委任しております。次に議案第95号につきまして説明いたします。民営化に伴う日当山春光園の建物の固定資産税の評価額相当額は2,400万円でありました。庁内での検討の結果、過去の事例と同様、建物は無償譲渡として公募を行いました。土地については移管先法人が、市内に新たな土地を確保し、養護老人ホームの機能を移すことを条件として無償貸与といたします。建物につきましては、昭和54年の建設後約38年を経過し、移管先法人の建物に係る将来の維持補修や新施設建設時の補助金交付を受けるためには、自己所有の建物であることが条件となってくることから無償譲渡としたところでございます。なお、建物は移管日の現状をもって引渡すこととしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。それでは、議案第81号と議案第95号を一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

今回プロポーザル方式による公募で一法人からしか応募がなかったというのは、実際何度も視察もさせていただいていますけれども、やはり民間移行していくのに引き受け手が見つかるような施設としては、老朽化が著しいという部分もありますので、やはり難しかったのかなと思います。今回、移管先のところが新しく土地を見つけて養護老人ホームの機能を移すことを条件としての無償ということなんですけれども、新たな土地の確保というものの大体のめどは付いているのでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

この社会福祉法人豊生会と同じ隼人町内で特別養護老人ホームみゆき苑等を中心にした老人福祉施設を経営運営されております。今は、隣接地の確保を予定しているということはお聴きしているところでございます。

○委員（徳田修和君）

現在、春光園は養護老人ホームですので、介護保険施設ではないので介護サービス等は外部委託になっているのかなと思います。ですので、今回の民営化の委託先が豊生会みゆき苑ということで、ここが総合福祉施設という形で今も運営されていて、そこに隣接されて今後運営されていくということは、今の利用者の利便性やサービスの向上というのは大きく向上するのかなという感覚を受けているんですけれど、その辺はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

ご覧いただいたように、手押し車を使われたり要支援2くらいの方まで入所されていると思います。食事を取る部屋でもデイサービスという札をご覧になったかと思います。当然みゆ

き苑であったり松恵園であったり他の施設にデイサービス等が出ていらっしゃいますので、みゆき苑の近接地になりますと非常に利便性は上がるのかなと思います。ただ、介護保険の制度から言いますと、1か所の施設がデイサービス等の受皿になるのもまた好ましくないという部分もございますので、そこはまた法人のほうにもしっかりと利用者の希望等を聴きながら必要なところを利用できるように助言はしていきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

移管先で新設ということで、これは本会議の質疑の中でも、個室が条件、3年以内に改修と出ていましたけれども、今入所定員50名ですけれども、この50名のまま個室での対応という建物を想定してよろしいんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず県の補助につきましては、現員の定員がまず大前提になるというところがございます。これを増やせば、その増やした分は法人の自主財源で造ってくださいということになります。減らすことについては、県がその権限を持っておりまして、減らすことについては非常に慎重でございます。したがって、現況の50床でお願いしたいと。ただ、法人がどうしても今後のことを考えてもう少し増やしたいということであれば、法人の財源でその分を増やすということは十分可能かなというふうに思っております。ただ定数は当面50でしか県は許可をしないということになるかと思えます。[24, 34ページ訂正発言あり]

○委員（前川原正人君）

先ほど現場も見させていただいたわけですが、保健福祉施設の民営化実施計画の中で入所の配慮についてということで22ページに、特に日当山春光園、他にも長安寮については、設置基準どおり原則一人部屋とするよう努めてくださいということが、在り方検討委員会の中で提言として出されています。現場によっては、一人で部屋にいと沈んでしまうとか語り相手が欲しいとかも当然あるわけですが、法人に移管された時にここの提言の部分がどう反映をされていくのかなと。基準は基準として持っておかなければいけないですが、こういうのもちゃんと担保されるという理解でよろしいわけですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然プライバシーへの配慮というのは大きな必要性を感じております。そういうことで法人には個室で設置するということを条件付けておりますので、個室による設置ということになります。

○委員（前川原正人君）

先日本会議の質疑でも出たと思うんですが、3年間は今のところで運営することが前提です。要は4年目からのことが気になるわけです。みゆき苑の近くに法人が土地を買い求めて新たな展開をされるであろうと思うんですが、今度は4年後の今ある土地の利活用というのは行政としてはどうお考えなんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

土地につきましては、貸与ということですので、市の持ち物のままでございます。建物につきましては、譲渡いたしております、土地を返却時に建物については基本取り壊して返却していただくようなことを法人とは打ち合わせをさせていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今のその部分というのは先ほど課長がおっしゃった同法人を移管先として決定し、協定を結んだということの中に網羅されているとは思いますが、その協定書というのは資料として委員会に出すことはできないですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもは手続きを踏んで進めてはおりますが、法人側の意向というのも必要かなという気もしますので、時期的なものについては、今というのは難しいのかなと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

では、その辺を確認していただいて、また教えていただければと思います。お願い致します。

○委員（前川原正人君）

そちらの資料のほうはまたお願いしたいと思います。4年後、建物については無償譲渡、土地については無償貸与で最終的には市の持ち物になるわけですが、問題は返す時に、法人が取り壊すことになるんですけど、その経費も法人が全て責任を持つという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

その取壊しの費用もですが、現在50人定員に対して入所者が33人という状況、4月1日は25人だったので若干増えてきておりますが、今後も入所者の数というのははっきりしない状況でございます。そういう状況で運営を続けると、当然法人側のほうも毎年度赤字を出さなければならぬような状況も想定されます。そういうところを含めまして、最終的に法人側とは協議の場を設けたいと考えております。つまり、取壊しの費用に対して、場合によっては市が一定の助成をすることも想定しつつ、場合によっては協議の中において現状での引渡しということも考えなければならない場合も出てくるのかなというのは、想定の中で考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

だから一番懸念をするのは、これは当然鑑定評価を入れて建物の価格が出てきたと思うんです。2,400万円くらいの評価額であろうと。今度はこれを3年間は法人にお願いをします、その代わり法人も頑張ってくださいよと。でも4年以降については壊しますよと。しかし、壊す分については法人がやるんですよということになるのか、今おっしゃったように、それだけ法人が頑張ってくれたのでそこが協議になると思うんですが、市民感覚としては2,400万円の評価が掛かっている建物を無償でやった上に、また市民の税金で壊すお金までとなったときに、理解を得られるんだろうかという懸念があるわけです。行政財産が普通財産になっていくわけですので、どういうふうに料理をしようが勝手な部分もありますけれど、市民感情としてその辺はどうなんでしょうかね。だからもっといろいろな想定をした上でもっと詰めていったほうが良いような気がするので、それについてはどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

建物につきましては、相手先の法人の所有としなければ、新たな施設の設置ができないということが大きなネックでございます。そうしなければ新たな個室の設置ができないので、建物

の名義を法人側に移すというのがやむを得ない作業であったということは御理解いただきたいと思えます。当然あとの用途として、私どもも今のところ新たな用途はございませんので、更地にした形で市に返していただくというのを基本線として相手方とは協定をさせていただくところでございます。ただ、壊すのにも相当の費用も発生することが想定されますので、その時点でまた再度協議が必要かなと考えているところでございます。それと、この施設整備につきましては、補助金を活用いたします。県の補助金でございますけれども、県の補助の確保につきましても私ども最大限努力をしております。当然3年後の移転を目指して、補助金を確保していきたいと考えておりますが、あくまでもこれは県の補助でございますので、補助額が私どもの想定の年に確保できるかというのも、まだ100%ではございませんので、場合によっては移転時期が1年程延びるということも想定しながら、総合的に判断していく必要があるのかなと考えております。

○委員（仮屋国治君）

今の部長の御答弁はどれも腑に落ちないんですけれども、無償譲渡で民間所有の建屋になってしまえば、取壊すときに行政が介入することはあり得ないのではないかなと思うんですけれども、その辺をもう一度丁寧に御説明いただけませんか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

民営化された場合に、県の補助金を使って建替えをするわけでございますけれども、通常の事業でございますと、その工事費の中に建替えをするための工事の中で取壊しの部分まで事業費として計上することになるのではないかなと思っております。この県の補助金につきましては、以前は国庫補助だったわけですが、小泉構造改革の中で税源委譲されまして、県補助になったものでございますので、そういう補助金を使ってやっていただく。それについて、今後、経営状況とかで相手方と協議をしていくことになろうかと思っておりますけれども、全体の事業に対する補助というような形で、新しく造る物に対するそういう物を含めた全体事業の補助金ということで考えていくことにはないかと想定しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

仮屋委員もおっしゃいましたけれど、要は全体の枠の配分の中で国の補助事業であったのが小泉構造改革で県のほうに委譲してきた。そしてその分が全て、この補助金の中の解体費用だったり新規費用だったり運営費用だったりという、そういう解釈でいいんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

建替えにつきましては50床を建て替える分について補助をするということでございます。通常でありますと、今ある場所で建替えをする場合は、建設に伴って今ある施設を壊さないといけないという部分もございますので、そういうふうな考えますと、撤去費用についても事業として補助対象に含まれる可能性があるということです。ただし、この事業費につきましては、一床当たりとか様々な補助金額の算定の方法がございまして、いわゆる二分の一補助とか三分の一補助とかというような形態でございまして、運営費は含みませんが、事業の中でどれほどの建設費用と取壊し費用を一体として新しい施設の整備費用として事業認定をしていただくということになります。その中で、例えば県の補助に加えて、市も独自に補助をするというようなことも、将来的には考えられる可能性があるということでございます。

○委員（前川原正人君）

既存の場所にといいことであれば分かるんです。でも先ほど部長おっしゃるように3年間はそこで法人がやるけれども、4年後は場所が変わるわけです。それも対象になるという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

機能に移転いたしますので、そうしますとその古い物をそのままそこに置いておいてもいけませんので、同時に事業を実施すれば、取壊しの分まで含めての一体の事業ということになってまいります。

○委員（前川原正人君）

それは何という事業になるんですか。詳しく教えてください。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

県単独事業で、老人福祉施設等整備事業という事業になります。

○委員（徳田修和君）

民営化後の職員の取扱いなんですけれども、先ほど施設を見せていただいた時に、支援員の方が6名ということでしたけれども、一人辞められて5名になったと。また、先日本会議でも質疑にありました、ハローワークへの届出というのまでいろいろ考えると、民営化後の人員確保とかがうまくできていないんじゃないのかなという懸念も少しあったわけなんですけれども、実際こういう話が出ている間に6名が5名に減になっている部分があったり、そういうハローワークへの届出を勇み足じゃないですけど先にやらないといけない状況があったり、そこら辺が民営化後の職員の方の受け入れ対応等は、現在どのようになっているのかを確認させてください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず宮内議員から質疑のございましたハローワークに既に募集を掛けているということにつきましましては、議会軽視ということで改めてお詫びを申し上げます。これにつきましては、指導員が残らないという意思表示をされていたということでございまして、どうしても早い確保が必要ではないかということで、ちょっと勇み足と言いますかハローワークに募集を掛けてしまったようございまして、即、月曜日の質疑のあった日に法人に取下げをお願いしまして、その日に取下げをさせていただきました。そのほかの職員の動向につきましては、面接等を行っておりますので、担当課長等が説明を差し上げたいと思います。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

指導員等と新しい法人の就労の状況だとか賃金体系だとかいろいろ説明を含めて、今週2日間にわたって残っていただくことを前提に個別の面談をしております。その中の感触で、まだ回答はすぐいただけない方もいらっしゃるかもしれませんが、何人ぐらい残ってくださるなというのは分かってまいりますので、その後、足りない部分は法人の本体部分からであったり、一般的な募集というような形になっていくと考えております。

○委員（徳田修和君）

民営化後のスムーズな運営移行というのにも差し支えがないであろうという判断をされていると理解してよろしいですか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

スムーズな移管ができるように法人も含めまして行政としても協力しながらそういった形にしていきたいというふうに努力しております。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

整備補助の議論の中で、先ほど部長から増床を希望される場合、増床は補助にはならないということでございましたけれども、県から来ております通知では、平成30年度からの追加メニューということで、広域型定員30人以上のものについて、増床についても対象にするというようなことのございますので、そこも含めまして議事録の修正をお願いいたします。[34ページに再度訂正あり]

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第81号、議案第95号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時 5分」

「再開 午後 1時00分」

△陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、審査に入ります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時00分」

「再開 午後 1時02分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日は、陳情者である田中加奈様ほか2名の方が出席されております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。なお、御発言の際には、挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクの青いボタンを押して、起立して発言していただきますようお願い致します。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、陳情者から陳情内容の説明をお願いします。

○陳情者（田中加奈君）

陳情書を提出しましたが、これに追加して説明させていただきます。9月30日に選考委員会が行われました。選考委員が5人で行われるべきところが4人で行われました。5人のうち2人が保護者となっていました。一人欠席し4人で行われたため、本来ならば保護者が40%点

数を持っていたところ、25%という割合で結果が出てしまいました。これに納得がいかず、市長に決裁が上がる前に、直接、保健福祉政策課のほうに話をしに行きましたが、「結果は覆りません」とのことでした。プレゼンテーションの雰囲気やそのときに行われたアンケート結果が平均以下だったにも関わらず、結果が覆らないということに納得できずに、嘆願書を提出することにしました。嘆願書を提出するに当たって、署名を集め、担当部署に何回掛け合っても返事は変わらなかったもので、市長に直談判をしようとしたのですが、選挙で忙しいと直接渡すこともできず、11月14日に担当部署の部長に提出いたしました。その際、不安要素の一つである場所を教えていただけるように、国分教育学園さんをお願いをしてくださいと約束しましたが、結局その後の11月25日の説明会でも、あくまでも候補地ですのでということで教えていただけませんでした。なぜそこまで頑なになるのか不信感が募る一方です。場所に関しては、プレゼンテーションのときに、既に新しい土地を用意してあると資料に書いてありました。選考委員の方は「用意してある」ということに対して高く評価していらっしゃいました。ですが、その後は「あくまでも候補地ですので」の一点張りで、場所は教えていただけませんでした。在園児はもちろん、清水地区の今から子育てする人たちにも大変大きな問題です。実際、署名活動中も「清水保育園希望でしたが、このまま国分教育学園さんの系列になるなら申込みを止めます」という声も多数聴きました。このまま移管を進めた結果、待機児童が増えたり、仕事をするため納得いかない園に預ける家庭が増えたりするという状況が出てきます。しかも決定してしまえば、この先ずっとです。

○委員長（平原志保君）

ありがとうございます。ただいま陳情内容の説明をしていただいたんですけども、今回のこの陳情書に付け加えるような形での説明に聴こえたんですが、そもそもこの陳情書を出された理由というものは説明をしておかなくても大丈夫ですか。

○陳情者（田中加奈君）

陳情書を出した理由としては、嘆願書を出した時点でこの再検討を汲み取ってもらえれば一番良かったのですが、1年延期という結果が出まして、それでも保護者の方は誰も納得いかず、どうしていいか分からず、陳情書を出しました。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情内容の説明が終わりました。陳情内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

御説明ありがとうございます。今いただいた御説明の中で、一点だけ確認させていただきたいことがございました。「アンケート結果が平均以下にも関わらず」というような御説明も受けたんですけども、何に対しての平均以下だったのか、その辺を詳しく教えていただけますか。

○陳情者（田中加奈君）

嘆願書を提出する際に、国分教育学園さんに移管が進んだ場合、プレゼンテーション等を見て、「とてもよくなると思う」「よくなると思う」「変わらない」「悪くなる」「とても悪くなる」という5段階のアンケートを保育園で取らせていただきました。先ほどの平均以下というのは、

プレゼンテーションに出席された保護者、先生方が今の5段階で丸を付けたんですが、国分教育学園さんは真ん中より下にしか丸が付いていませんでした。「悪くなる」「とても悪くなる」というところに丸が付いていて、わらべ保育園さんのほうは、真ん中以上に丸が付いていたんです。というのを、平均以下というふうに言ったんですが、またそれとは別に、嘆願書を提出する際に、保育園で自主的にアンケートを取りました。その結果が「よくなると思う」という方が6人、「変わらないと思う」という方が8人、「悪くなると思う」という方が27人、「とても悪くなると思う」という方が19人、あとは未記入の方が3人の、計63人の集計が集まりました。あと、これに意見がある方は御記入くださいとし、声をいただいたので、それを幾つか抜粋して読ませていただいてもよろしいですか。

○陳情者（上塘香奈君）

保護者の意見から先に述べさせてもらいます。「プレゼンに参加しましたが、国分教育学園は今の清水保育園のことを全く何も知らないまま移管しようと思っているのだと知り、このまま移管してしまえば今の清水保育園は何も残らなくなるのではないかと不安しかありません」という意見と「大人にとっては、移管は民営化に関してですが、ささいなことでも、子供にとっては大事件です。親の意見としては、子供たち、保護者の意見を取り入れながら新しいことを進めていくべきではないか」と、清水保育園を卒園している保護者の方からで『「いつでも遊びにきてね」卒園時にこう言われました。今も弟の迎えや行事に顔を出します。だから今のままで場所を変えず、すぐに顔を出しやすいこの場所での民営化をよろしくお願いします」「国分教育学園に移管することは、みんなが反対をしたのにも関わらず、なぜ決定したのか疑問しか残らず不安でしかありません。保護者の声は無視ですか。もう一度考えていただきたいです。子供のことを第一に考えてほしいです。親の気持ちは子どもには伝わります」「高千穂保育園が、同じ地域に同じ保育方針の園しかなくなれば保護者が選べないという理由で民営化なしとなったのであれば、清水地区もおおば系列の保育方針の園が三つになることとなり、清水保育園を選んで入園させた意味がなくなる」「保育士が足りず待機児童もたくさんいる中、もう少しいい方向にいくように考えてほしいです」「保護者が何か言ってもおおば側は自分たちがいい保育をしている自信があるようだったが、いろいろな場所でもいい噂は聴かない。同じ清水に3園国分教育学園は要らないと思う。市も民営化にしたいと急ぎ過ぎていると思う。もう少し保護者や保育士の生の声を聴き、正しい民営化を進めてほしい」「民営化された園での様子を聴いたりすると、園側の意に沿わない職員は退職に迫りやられたり、発言の場を失い、辞めざるを得ない状況もあるようです。働きやすい職場であってほしいと願いつつも叶わなければ意味がありません。公平で平等に意見を出して運営できる園であればいいなと思います」先生方の意見も2点ほど紹介させていただきます。「なぜ、おおばになったのかの理由が知りたい。わらべで働きたいと思った」「給料、昇給とかももちろんだが、環境も大事です。今までどおり方針、環境を変えないなら働きたいです」このような先生方の意見もあります。

○委員（徳田修和君）

ありがとうございます。一点一点確認します。アンケートが平均以下というところは、もう一つの学園との評価を比べたときに、国分教育学園よりももう一つのほうが保護者等からも評価が高かったんだけど、なぜこっちに決まったのかという不信感があるということをお伝え

いということで、アンケートが平均以下にも関わらずという表現をされたと受け取ってよろしいわけですね。

○陳情者（田中加奈君）

はい、それで大丈夫です。

○委員（徳田修和君）

もう一点、保護者、保育士の声を御紹介いただいたわけですが、これは行政側にも持って行って確認ができていくという理解でよろしいですか。

○陳情者（田中加奈君）

このアンケート結果も嘆願書と共に提出してあります。担当部署の方もご覧になっていきますし、国分教育学園さんのほうも目を通しておられるかと思えます。

○委員（徳田修和君）

この嘆願書を出された後、また説明会等があったのか、それにも参加されたのかの確認をさせてください。

○陳情者（田中加奈君）

すみません、度忘れしてしまいました。

○委員長（平原志保君）

嘆願書の後に説明会等があったかという質問です。

○陳情者（田中加奈君）

嘆願書提出後の11月25日に清水保育園のほうに国分教育学園さんに来ていただき、市役所の担当部署の方と保護者で説明会がありました。何回議論を交わしても市役所側、国分教育学園さんからの返答は変わらず、今の清水保育園の方針でやっていきますとのお言葉なんですけど、どうしてもほかの不信感が強すぎて、その言葉を信じることができずにいます。

○委員（徳田修和君）

意見の中でも、全く同じような保育方針、園の運営をしてしまっただけで、選択肢がなくなってしまうと。そこら辺にも不安もあるけれども、行政側は今のよう保育、運営スタイルでやっていくという説明をするけれども、それにうまく納得がいかない、説明不足であるというような認識を受けているのかなというふうな感じがするんですけど、今後、その運営の仕方だったり場所等の提示だったり、細かく話し合いや意見交換を詰めていけば、理解を持てるところまでいけると言えますか、話し合いの余地があるというふうな感覚でいらっしゃいますか。もう今後話し合っても何も進展しないというような思いなのか。できれば、行政側も移管に関しては1年延長されて、その1年延長というのは、できるだけ話し合いの時間をもちたいという意思でもあると自分は思っているんですけど、その1年間の話し合いを進めていく余地はあるだろうと自分では思っているんですけど、いい方向に進むのが一番いいわけですから、だからそこら辺の話し合いの中で、ある程度理解が深めていけるとは思っているんですけど、その話し合う余地と言うか、今後も1年間を通してしっかりと話し合う機会を行政のほうで作れば、しっかりと話し合っていると感じですか。それとも、もうこれ以上話し合ってもどうしようもないと思われるのか、そこら辺のお気持ちを聴かせていただければ。

○陳情者（上塘香奈君）

11月25日にあおばの園長先生と、主任さんになるんでしょうかお二人、お話をしたんですけども、こちらの保護者の意見を聴く態度というのが、もうすごくふんぞり返った感じの聴き方をされているというのがすごく印象的で、何度も話をしても、逃げるような態度にしか自分たちが見られないというので不信感。清水保育園をあおばのほうに移管されたとしたら、自分たちが今先生たちとの信頼関係など築き上げているものが崩れるのではないかという思いもあったり、預ける側からすると、あおばの園長先生と信頼関係ができない状態で預けるのは親としても自宅でみる時間よりも自分たちは仕事をしていて保育園に預けている時間のほうが長い分、信頼関係がないと自分たちも預けたくないというのもあったり、ほかの保育園に預けるといふ選択肢も中にはあると思うんですけど、これだけ待機児童が多い中、保育園に入れているということは有り難いことであって、そんなに簡単に保育園を変えるということもできない状況なので、やはりこのまま今の清水保育園に預けたいという願いが一番強いという感じです。

○委員（山口仁美君）

先ほどの嘆願書等や先生方の御意見をお伺いしたときに、保護者の方、先生方の意見というの、もう一つのわらべさんにできればという御意見と、元の清水保育園という意見と分かれているような感じがするんですけども、実際どうでしょうか。

○陳情者（野村英理子君）

私も全部の保護者会に出られているわけではないので何とも言えないんですけども、現状、今の清水保育園がベストなんです。その中で、教育方針を聴いていったときに、わらべさんと国分教育学園さんでは、断然わらべさんのほうが私たちの希望に沿うような形だったんですけども、結局、移管先という形は国分教育学園さんのほうに決まったと。その、どういう理由で決まったのかというのがまず私たちは分かりません。決められたものに結局乗っかる形に保護者はなってしまうので、選考理由というのがどうしてわらべさんではだめだったのか、どうして国分教育学園さんに決まったのかというのが、まず私たちは知りたいです。資金面とか運営とかを、11月14日に聴かされたんですけども、はっきりとした明確なものは一切なかったので、

どうして国分教育学園さんのほうに決定したのかというのを、まず知りたいです。また、保護者の意見としては、今の清水保育園の教育方針が気に入って入れているわけですから、保護者としては、まずは今の清水保育園を残してもらおうというのが一番ですね。

○委員（山口仁美君）

ありがとうございます。実際にこの問題は、子供を安心して預けられるということとお仕事を継続するために預け先があるということと、その二つの課題というのが同時に存在するので、どうしてもいろいろな気持ちが皆さんあるんだと思うんです。そういったことを考えていったときに、移管先がしっかりあるという状態というのは一番大事なのかなと、個人的には思うんですけども、それに当たって感情的なものも、私も親ですので大変心配されたりとかという気持ちも分かりますが、その信頼関係というのは、徐々に作っていくものだと思うので、先ほど徳田委員のほうからもありましたけれども、そこを話し合いというのは今からも可能だとお感じでしょうか。

○陳情者（上塘香奈君）

あおばの園長先生との話も平行線のままだと感じています。まず保護者の意見を聴く態度というのがすごく目に余るくらいひどいなと思うので、自分たちもなるべくなら関わりたくないというのが一番強いです。あと、自分もあおば幼稚園の前を通ったりするんですけども、園のバスを道路にすごい止め方をして車が通れない感じで、そのときにも声を掛けたりとかするんですけども謝りも何もなく、先生方やほかのことに関して、あおば全体に不信感が強すぎるので、話をしなければいけないのは分かっているんですけども、移管先があおばということに反対が強いというのと、1年間延長されたんですけども、1年話を詰めたとしても、信頼関係が、マイナスのものをプラスにもっていくというのは、たった1年間でできるかと言ったら多分できないと思うので、簡単なことではないのではないかと。ただ1年延長をしたから、その間という問題ではないのではないかなとも思っています。ただ、自分達は民営化をするに当たって反対をしているわけではなく、ただ移管先の再検討をお願いしたいという気持ちのほうが強いです。時代の流れによって民営化はせざるを得ない感じになってきているなどは思っています。隼人保育園も民営化になったんですけども、そのときも保護者の反対があったと。市のほうはもう強行突破ではないけれど、そんな感じで進められたと。で、不満しかない。ただ保育園を辞めるわけにはいかないの、ここしかないの、そこに我慢して入れているという状況の話も結構聴いたりするので、民営化を進めるのに保護者がもうちょっと寄り添えるような余地がほしいなと思っています。

○委員（前川原正人君）

この計画というのは行政のほうは、福祉施設の民営化実施計画というものにに基づいて、それなりのプロセスを踏んで、保護者の皆さんであったり保育園の先生たちであったり、説明という形を取っているというのが一つのプロセスなんですね。お聴きしたいのは、国分教育学園も含めてですけど、行政は行政のプロセスを持っていて、その中でどういう手順を踏んで、こういうふうにやりますよというのがお母さんたちに話があったのは、だいたいいつぐらいから話が出てきたのかっていうのを教えていただけますか。

○陳情者（田中加奈君）

今年4月の保育園の説明では、最初は今年の民営化を進めるということはありませんとお知らせでした。今年の民営化はないと。しかし、途中で「応募条件を変えることによって進めることになりました」ということになりまして、6月27日に最初の選考委員会の1回目の会議がありました。私も選考委員の一人として出席させていただきましたが、そこで清水保育園はこういう項目で応募しますという中に、場所を移して新しい土地を探して3年以内に移してくださいという項目やいろいろな項目があって、募集が掛かったのが多分7月から8月くらい。で、応募があって保育園のほうに8月くらいに応募があったところの資料が園の入口に一冊ずつ、御自由にご覧くださいといった感じで置いてありました。その後は9月30日に第2回選考委員会が行われまして、そこで一緒にプレゼンがあって、その場で初めてわらべさんとあおばさんが保育園に来られて直接お話を聴く場が設けられましたが、その後、すぐに採点をして結果を出すという流れだったので、皆さんいろいろ意見を言って質疑応答があったんですが、その後の選考委員の点数を提出して、もうそこで決定で終わりでしたので、その前にもっと話し合いを持つ場を設けてもらえばよかったと今になって後悔はしているんですけども、その

日にいろいろ話を聴かされて、その日には選考委員の方は点数をお願いします、決定しました、で終わりでした。

○委員（前川原正人君）

時系列にありがとうございます。私としては、清水保育園のみならず、保育園というのは公立で存続をさせていくと。それはある意味、行政がちゃんと子育てに対して責任を持つんだという位置付けは必要だと思うんですけど、この陳情書の中では、民営化に反対はしていませんが、表現が適当か分からないですけど、やり方があまりにも強引だと。行政が強引過ぎて、こう決まったからこれをお願いしますというところにちょっと合点がいかないし、話を聴いてもちゃんと説明もしないし、そして国分教育学園の人が話をしてもふんぞり返って、それはどう言われたかは見ていないので何とも言えないですけども、高飛車的にうちがやってあげるよといったそういうものに対する不満が往々にしてあるという理解でよろしいわけですね。

○陳情者（野村英理子君）

私たち保護者としては、移管先が決まるということは有り難いことなんです。面倒をみてくださるといふところは有り難いんですけども、やはり不信感の中で子供を預けるといふのは、親にとってとても不安なこと、今安心して預けているところが不安になるといふのはとても困ることであって、私はひとり親なものですから父と母にお願いする形で、娘の面倒をみてもらっているんですけど、今働かないと親が年をとったときに、貯金もない何もないでは困るので、私も今は娘との時間を割いてでも働く方向に時間を向けています。そんな中で、やっぱり年寄りも今その生活環境の中で、清水保育園を選んだんです。交通の便だったりとかが分からなければ、どこに移管されるのか、どこに場所を移されるのかとか分からなければ、快く受け入れるということは現状できないところがあって、どうしても父も母も今の生活スタイルを崩してほしくないというのがあります。娘を預けて1年半なんですけど、今、会社との関わりもようやく、野村さんのところは保育園はこういう感じで事を進めていくんだと、会社との信頼関係も今出来上がっている状態で、それがまた新しくほかのところへ変わったときに、この行事もしますあの行事もしますと、今ようやく折り合いを付けて休みを取ったりしているのが、さらに多くなれば、会社との信頼関係というの、「また休むの」とか、役職をもらっている以上はなかなか休むということもできなくて、上司がしょっちゅう休むということではできないことなんです。なので、現状を残していただくことを保護者側は望んでいるということが一番なんですけども、民営化するのは市の行政として仕方がないことだと思うので、この国分教育学園さんではなく、もしされるのであればもっと教育方針が似た保育園に移管できないものなのだろうかというのがあります。行政の方たちはそこら辺をどういうふう考えていらっしゃるのかなというの、保護者側としてはあります。

○陳情者（田中加奈君）

不信感があるということをおっしゃっているんですけど、その一つとして、本来の計画であれば、決定通知があった後、10月の末に現在ある清水保育園の先生方の面談、面接を行う予定になっていました。でも、11月に入ってもそれが行われることはなく、今いる先生方が希望します、しませんというのを把握しないまま、一回ハローワークに清水保育園として求人が出ました。正職が10人、パートが5人というのが出ていまして、そういうところも更に不信感を増幅させる

と言いますか。先生方に面談とか意思は伝えられましたか、まだそういう場は設けていませんと。そのことを11月25日、向こうの園長先生が来られたときに確認をしました。「どういうことですか、先生方も私たちはどうなるのでしょうかととても不安でいっぱいになっています」と。園長先生が言われたのは、「ああ、勝手に出されたんでしょうかね」と一言言われて、でも、職員を募集するというのはとても重大なことで、その応募される方にとっても大切なことですし、そこで働かされている方にもとても大切なことで、その確認を怠った上で募集を掛けて、それを質問したら「私は知りません、担当の者が出したんですかね」の一言でした。もしそうだとし、ても、そういう大事なことを確認もせずにハローワークに出すのもおかしな話ですし、もし確認して出していたとしても、現在いる先生方の確認も取っていないのでおかしな話ですし、なので、その辺も責任逃れではないですけれど、確認していてもいなかったとしても、おかしな話だなと思いました。これまでも、市役所とも何回も話もさせていただきましたし、あおばさんとも11月25日のプレゼンテーションのときに話をさせてもらいましたが、本当に平行線のままで、もう市役所は「歩み寄ってください、ちゃんとこちらから言いますから」と言いますが、今まで夏からずっと民営化に携わってきましたが、決定した後も平行線のままなので、これから先も何回話し合いの場を設けていただいても、正直に言いましてあおば系列というだけでもう預けたいとは思っていないという保護者が多々います。

○委員（池田 守君）

先ほど嘆願書を出したときに、署名も添えてということだったんですけれども、その署名は何名くらいで、その内訳は例えば保護者とか先生とか、分かっていたらちょっと教えていただけますか。

○陳情者（田中加奈君）

嘆願書のほうも決定通知が保育園に11月11日に来ましたので、それから早く出さなければいろいろなことが進んでしまうと思ひまして、10月14日から1週間と期限を決めて集めたところ、結局、提出する期間がちょっと延びてしまったので、それから足し追ひ追ひだったんですけれども、最終的には1,580人の署名が集まりました。内訳としては囑託職員の先生方が559人、保護者が1,021人です。

○委員（池田 守君）

先生方が559人の保護者が1,021人ということだったんですけれども、これは先生方が集めた署名がこれだけで、保護者の方々が集めた署名がこれだけということですよ。この中に実際に働いている先生方が何人とか、実際に預けている保護者が何人とかいうのは分からないんですね

○陳情者（田中加奈君）

それに関してははっきり分からないのですが、私が始めたことでしたので、一応、保育園の前に貼り出して御協力お願いしますと署名する紙を置いたところ、「自分たちは嫌だけれどもどうしていいか分からなかったから有り難い」という声もいただきながら、皆さんがどんどん用紙を持って行って集めていただいて、保護者が何名というところまではないのですが、卒園した小学生の男の子とかも一生懸命書いてくれたり、字の書ける子は一生懸命平仮名を交えて書いてくれたりとかありました。

○委員（池田 守君）

今までお聴きしていると、まず一番大きなのは、その選考過程における不信感、またその後の先生方との不信感ということ強く感じるんですけど、例えば保育方針とか、具体的な保育の内容に関して、行事が増えるのではないかとかという話もありましたけれども、そういったものに関しては不信感というか不満とかはありますか。

○陳情者（野村英理子君）

私は仕事の関係上、国分教育学園さんとのやりとりはやっていないんですけども、その中で、資料を最初のプレゼンテーションのときに保護者の皆さんに配った上でプレゼンテーションをされたようなんですけども、その資料を最後は回収されているんです。なので、出席できなかった保護者の方には一切教育方針とかっていうのは耳に届いていない。出席された方の声がいっている状態で、書面として残って目に見えて理解している人はまずいないんです。なので、結局かいつまんで聴いている状態になりますので、そこから不信感というのは、どうしてプレゼンテーションの資料を回収しなければいけなかったのか。そこから始まりです。ただ教育方針や行事ごとを書いてある紙を、どうして国分教育学園さんは回収しなければいけなかったのかなというのがあります。なので、出席されていない方は教育方針が理解できていない部分があると思います。

○陳情者（上塘香奈君）

今回は国分教育学園さんだけに不信感があるわけではなく、市役所の対応にも不信感があって、納得いかないのでも白紙に戻してほしいというふうに保健福祉政策課のほうに問い合わせをしたら、「公募をしないしてほしいと保護者の方から反対があった場合は公募をかけなかったんですけどね」と一言言われ、その後、市は「白紙にはもう戻せません」の一点張りで、あとはもう国分教育学園さんと話し合いの場をたくさん設けて歩み寄ってくださいの一点張りの回答しか得られず、国分教育学園さんだけではなくて、市の政策課にもちょっとどうなのかなという不信感があることを伝えたくて言わせていただきました。

○傍聴委員（有村隆志君）

有村ですけども、今回、民営化ということでもありますけれども、その中での御説明の中で民間移譲になった場合に、そのスケジュールの中で保護者の皆様の御不満があった場合に、市としても間に入ってお話をしていきますよという話。また、今後の保育園が今あるままで、本当にそのまま同じような内容で、もしあおばさんが受けてくだされば、同じシステムで同じ先生で同じような形であれば、納得するのか。それとも、3点目が認定こども園という形もあるわけですね。そういうふうにもっと良く便利になったらどうなのかなと思ったりもするんですが、そういうことを踏まえた上で1年延ばすという中での、よくなる方向で、その辺の考えというのはどうでしょうか。民間移譲がそのままのほうがいいのか、それとももっと良くしたほうがいいのかということと、その辺の話し合いをやっていくお考えはないか、お聴かせください。

○陳情者（野村英理子君）

保護者の方の中にもいろいろと意見があると思うんですけども、現状このまま全て今の清水保育園を残してくださるという条件であれば、あおばさんでもいいのかなというところはあるんですが、ただ私が不安に思うところは、私が国分教育学園さんとのやり取りを直接してい

ないので、この前の11月25日の対応とかを聴いたときに、上からじゃないですけど、そういう感じで保護者の方を見られるというのはどうなのかなと思う不安はあるんですけど、一年間の間にどれだけ話し合いができてどれだけ時間をあちらが設けてくださって、こちらの意見というのを聴き入れてもらえるか。あっちの意見をどれだけ保護者の方が聴き入れられるのかというのが出てくるんですけど、ほかの保護者の方との意見がちょっと違うかもしれないんですけど、どれだけあちらが歩み寄ってくださるかというのは大きいと思います。

○委員（池田 守君）

先ほど11月25日に話し合いがあったということですが、国分教育学園のほうからは園長先生と主任の方がみえたと。こちらの保護者の方と保育士の方々は何人くらいの出席だったのでしょうか。

○陳情者（田中加奈君）

保健福祉政策課の方が、課長と種子島さんと稲留さんの3名と、保護者が26名でした。先生方はこの間は残っている園児のお世話をさせていただいて、先生方の発言の場はなかったかと記憶しています。その後、先生方と国分教育学園さんとの話し合いの場が設けられていました。

○委員（山口仁美君）

先ほど傍聴の方からも少し御意見があったかと思うんですけども、今ちょうどお互い不信感もあって、移管先がどうなるのかとか今の園の良さを残すのか残さないのかという議論もあるかとは思いますが、移管したときには新しく園が造られることになりますよね。そうした時には、今先ほどお言葉にもありましたけれど、認定こども園という形になるかと思うんですけども、認定こども園の場合は女性だと途中で妊娠したり出産したり、いろいろライフイベントが重なったりしたときに、ポンと辞めずに済んだりとかという良い面も少しあったりします。そういった面も含めて、今よりもっと働きやすく、もっと預けやすい形にするにはどういった提案ができるだろうかといったような建設的なお話というのがなされていけば、もっとこの1年間を有意義に過ごせるのかなと思うんですけども、そういったお話はどう思われますか。

○陳情者（上塘香奈君）

11月25日におおばの園長先生のほうに「認定こども園になるんですか」と聴いたところ、それにはなりません。清水保育園として残しますと。あかつきとかおおばみたいな感じではなく、今のままいきますというお話でした。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、陳情第4号の陳情内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時57分」

「再開 午後 2時00分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで訂正発言があるということなので、発言を認めません。

○保健福祉部長（越口哲也君）

先ほど春光園の移転先の施設整備において補助金の関係でございます。私は50床までが補助対象で、それを超える部分は施設単独ということで、その後、池田長寿・障害福祉課長から、平成30年度から新しい補助金が出て、増床部分も補助の対象になると説明申し上げましたが、増床分が対象になるのは「特別養護老人ホーム」に係る分ということでございまして、県に確認したところ、「養護老人ホーム」には該当しないということでございますので、私が当初申し上げましたとおり50床のみが補助対象、50床を超える分は施設単独ということになるということでございますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（平原志保君）

分かりました。次に、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

それでは、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、現在までの経緯を御説明申し上げます。まず、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成28年度において、清水保育園の民営化を進めましたが、応募する法人がございませんでした。応募がなかった要因として、応募できる要件が本市で保育園等を運営する社会福祉法人であること、移管予定の施設が老朽化していること、現地での建替えが難しいことなどが考えられました。そこで、本年度は、応募できる条件を学校法人等にも拡大し、移管後3年以内に清水地区自治公民館内に新たな土地を取得し、保育園運営のための施設整備を行ってもらうことと致しました。その結果、2法人から応募があり、移管先法人として、国分教育学園が決定したところでございます。なお、移管までのスケジュールとしましては、現在まで民営化されている4園と同様、5月に職員説明会、6月に保護者説明会、7月に第1回の選考委員会及び法人公募説明会、9月に第2回の選考委員会を経て、10月の移管先法人の決定に至ったところです。その後、保護者の方々が署名活動をされ、嘆願書として取りまとめ、市長に対して11月14日に提出をされました。市と致しましては、保護者及び職員の方々の不安も大きい状況であったため、同月25日に市及び法人からの説明会を開催したところでございます。今後も引き続き、保護者・職員の方々への説明会を開催することにより、移管先法人に対する不安を取り除いてまいりたいと考えております。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

それでは、陳情の内容につきまして具体的に説明いたします。まず、選考過程において、選考委員会の委員5人で行われるべき審査が4人で行われた点につきましては、霧島市立保育園民営化選考委員会設置要綱第3条において、委員の内訳は、対象保育園の保護者代表2人以内、学識経験者3人以内となっています。今回、この規定に基づき5人の方に委嘱を行い、第1回目の選考委員会を7月に開催いたしました。この選考委員会では、霧島市立保育園民営化に係る運営法人募集要綱（案）及び保育園民営化運営法人選考基準（案）を決定していただき、今後のスケジュールとして、第2回目の選考委員会（応募法人によるプレゼンテーション）を9

月に予定していると説明させていただきました。陳情書で書かれている4名の審査とは、第2回目の選考委員会に保護者代表の方が都合により、出席できなかった点にあると思います。市としましては、委員会の候補日を複数日提案させていただき、日程調整を行いました。どうしても5名揃う日がありませんでした。霧島市立保育園民営化選考委員会設置要綱第6条では、「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっておりますので、規定上は、満たしていることとなります。しかしながら、保護者代表が1人となったことにより、出席していただいた保護者代表1人の方が責任を背負ってしまう形になったことについては、申し訳なく思っております。次に、清水地区周辺の保育園・幼稚園の大半が同系列になってしまう点については、清水地区には、あおば系列定員260人、ドリーム系列定員150人、清水保育園定員90人があります。あおば系列の法人に民営化で移管した場合、定員500人の内350人、7割があおば系列となります。次に、提案されている職員配置で、現在の職員が臨時職員として据え置かれ、担任からも外されるようで不安を感じるという点については、9月のプレゼンテーションでの提案では、確かに臨時職員としての処遇でしたが、その後行われた11月の保護者に対する法人説明会では、残っていただける方は全て採用し、本人が希望される場合は、正職員として採用され、担任も持ってもらうことが説明されました。次に、新園の立地場所について、場所を教えてもらえなかったという点については、法人としては、複数の候補地があり、現在立地場所の決定まで至っていないとのことで、場所の詳細は示されませんでした。次に、保護者の意見を聴く場が設けられたが、出された意見が全く反映されていないという点については、まず、選考委員会（応募法人によるプレゼンテーション）は、本来は選考委員に対して行われるものでありますが、保護者の方々からも広く意見を聴き、移管先選考の参考にさせていただくため、参加していただいておりますので、保護者の意見が反映される場としての設定ではございません。また、プレゼンテーション時の保護者の意見として大きなものが2点あり、1つ目は、「現在の清水保育園の保育方針を継続してほしい」2つ目は、「現在の先生達に残留してほしい」で、それを受けまして11月の保護者に対する法人からの説明では、現在の保育方針の継続及び職員の継続雇用が約束されたところです。最後に、移管先の再検討についてですが、今回の移管先の決定は、正式な手続きのもとに移管先の決定を行っております。その内容といたしましては、現在まで移管された4園と同様の手法により、決められた選考基準に基づき、霧島市立保育園民営化選考委員会で選考を行い、市長に報告し、移管先法人を決定しております。その後、保護者の方々からの要望に沿って、市及び法人からの説明会を保護者・職員の方々に対して行い、保護者の方々の不安解消に努めてきたところでございます。今後も保護者の方々の不安が小さくなるように説明会等を引き続き実施していく予定としております。ついては、移管先法人の変更は考えておりません。また、移管日を来年4月と考えておりましたが、再来年平成31年4月に一年延期し、保護者の皆様の理解を深めながら、移管の手続きを進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

「保護者の方々からも広く意見を聴き、移管先選考の参考にさせていただくため参加していただいておりますので、保護者の意見が反映される場としての設定ではございません」とありますが、そのような場ではないということは事前にお伝えなさっていたのでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

保護者の方々へのお知らせというのを園を通じて保護者の方々に出しておりますけれども、そのときにプレゼンテーションにつきましては広く選考の参考にさせていただきたいということで、保護者の方々に参加を呼びかけたところでございます。通知と言いますかお知らせという形で保護者の方々にはお知らせをしております。

○委員（山口仁美君）

保護者の方々としては意見が反映される場としての設定ではないという部分が知らされてなかったところが、多分意識の中にないではなかろうかと思うんですが、そこはお知らせなさっていたのでしょうか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

その辺は主幹がお話したとおり、通知というかお知らせという形では書いておりました。それと、当日のアンケート的なもので御意見を書いていただく手法を取りまして、選考委員の方々にその中身を全部見ていただいて、採点の参考にしてもらうように致しておりました。

○委員（仮屋国治君）

関連でございますけれども、先ほど陳情者の話を聴いていますと、まあこじれたものだなという感じで、顔も見たくないという感じにまでなっている感じがしますが、非常に大変かなと思っておりますけれども、出された意見が反映されていないという点ということはあるけれども、それほど清水保育園の保育方針と国分教育学園の教育方針というのはかけ離れているんですか。出された意見がありましたら、それも踏まえて御答弁ください。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

部長の説明にありましたけれども、今回から募集する際は社会福祉法人だけでなく学校法人も対象者に入れて手を挙げていただいたと。今回、国分教育学園は学校法人ですので、やはり保護者の方の御意見の中では、幼稚園化されるんじゃないかという不安が一番大きいというふうに受け取れます。ですから、一年延期したわけですが、しっかりと保育園としての保育の中身を移管法人のほうにじっくり見ていただいて、そういった形のを引継いでもらうということで保護者にも安心していただきたいというふうに考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

幼稚園化されるということで不安というのは保育時間とか教育部分が入るところですか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

基本的に言うと、カリキュラム的な学習というような仕組みに変わってしまうんじゃないかと。今の保育でもある程度の時間の括りの中でしてはおりますけれども、保育園という環境を私たちは選んだんだということは強く言われておまして、そこら辺がかなり不安になっている部分と感じております。

○委員（仮屋国治君）

聴いているとなんとなくそれは逆ではないのかなという気がするんですがね。保育だけじゃなくて親とすればカリキュラムに教育用のものも入ってきた方が子供のためにはいいような気がするんですけども、そこら辺の掛け違いがあるんじゃないですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず一つに、話をされるときに、今のあおば幼稚園の教育方針を中心に話をされたということでございます。つまり、マーチングとか子供たちのために親御さん方も結構負担を感じながらやるような部分をずっと話をされまして、それが同じようなことを保育園であってもされるんじゃないかというところが、親としては例えば、夜、子どものために作る部分とかというのも幼稚園は結構多いわけですけども、自分たちが働いているので、そこまではなかなか厳しいんだと。また、その材料代とか一部負担もあるというところで、そういう今の幼稚園のやり方がそのまま新たになる清水保育園の方でされるとなると、そういう経済的な負担、時間的な制約とかそういう部分を非常に心配されたというようなところが、手にとって見えたということでございまして、その辺につきましては、やはり保育園であるので保育園に見合った形ということで、この11月14日に私ども嘆願書を頂きまして、嘆願書の内容等を踏まえて法人のほうにも私も出向きまして、そういう不安についてはしっかりと解消していただくように、あくまでも保育園の運営であるということをもう一回話をしてくださいということで、11月25日の保護者説明会では、そこのところをお話し申し上げたんですが、如何せんこの陳情書は11月14日に出された内容と全く同一の文面でございます、私どもが25日に保護者説明会をして修正をかけた部分はまったく反映されていないというところが、非常に私どももこれだけ頑張ったんだけどなというところはあるところでございます。

○委員（前川原正人君）

感情的な部分が相当入っているような気もいたしました。例えば、国分教育学園がプレゼンテーションをやるときに、その段階で教育方針を書かれているペーパーを全部回収されてしまったと。その上、参加できなかった人は回収されていますので、見ようにも見ることもできなかったと。なぜ回収をしたんだろうかというそういう不信感も募ったというのが、先ほどの声だったんですが、保護者に対する説明責任も当然ですけど、回収するとなると何かあるのではないかという不信感を抱くと思うんです。その辺の法人との話し合いというのは今までの間にはされていらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私も11月14日に嘆願書を受け取る際には、市長も出られないということで私に受取りをするようにとの指示がございまして、16時から18時くらいまで2時間、受け取るだけではなくて、しっかりとその場でも話をさせていただきましたが、書類の回収について、私どものほうにはそういう部分があってそれが非常に不快だったというような話は一切ございませんでしたので、私は初めてここで聴きましたところでございます。

○委員（前川原正人君）

初動というか過程で齟齬が生じていくっていうのはあり得ることなわけです。実際先ほどの私たちの意見は全く聴き入れてもらえなかったと。こういう理由がありました、働いている人たちもこういう話がありましたということもアンケートも取られたようですけれども、しかし市

民としては自分たちの思いを伝えて、そのことが何とか反映できるようにということで民意を大切にしようという思いは分かるんですけど、行政側としてはそういうのはあくまでも参考意見として聴きますでは、参考意見は取り入れようと思えば取り入れられますけれど、そういう場ではなかったですということを言われてしまうと、何だ私たちの意見は反映されないんだというふうに短絡的に処理してしまうという部分があると思うんです。ですから、もう一度陳情者の皆さん方とも行政ももちろんのことですけれど、法人とも、三者三様の中でもっと話ができそうな気がするんですけど。そのために1年間の猶予期間を持ったということもあるんでしょうけれど、そういうキャパはお持ちですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まさしく保護者の皆様方ほとんどの方の理解を得て初めていい保育園として移管ができると思っております。そうでなければ、ただ機械的に民営化をすればいいというものではないというのは私も十分存じておりますので、法人の決定方針はやはり行政のルールに則って決めていますので、この部分はやはり変えることはできません。ただ、1年間延長をすることによって、保護者の皆さん方にしっかりと法人の良さを理解してもらえますし、その後の保育の安定性とか将来性とかそういう部分もしっかりと話をさせていただきながら、最大限の理解を求めていくというのは、私ども絶対やらなければならないものだと思っております。当然、市長が就任したのが27日でございます、28日には予算の議案の提案等もある中で、最終的には市長に判断をいただきまして、法人の変更はできないけれども、1年間延長してしっかりと保護者の方々また職員とも話し合いをしていくという方向性で進めたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

一番懸念をするのは、確かに猶予期間ということで1年間設けるわけです。でも法人は変えないとなると、次の不安、不満材料が出てきそうな気がするんです。十分意見は聴かないといけないですけども、先ほど仮屋委員もおっしゃいましたけれども、話をするのも見るのも嫌みみたいな印象を受けたんです。相手の法人の態度もふん反り返ってとかおっしゃいましたから。本当に感情が先走っていくと、その溝を埋めるためには相当な労力と時間が掛かると思うんです。逆に言うと法人は変えないと。ただ時間だけを消化して行って、努力は一応しました、これをお願いします。それで本当に理解されるのかなという懸念が残るんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもも民営化についてはいろいろな決定をしてまいりました。これは行政としてしっかりと手続きに則って決めるべき形で決めてまいりました。例えば、これを破棄してしまうと行政としての責任は何なのかという部分が出て参ります。我々が瑕疵をもって行えば、それは見直しをしないといけない場合もあるかもしれません。ただ、手続きとしてしっかりと場を踏んで進めてきていますので、法人を変えるという行為は、私どもが申し出ることではないというふうにしております。ただ、先ほどから申し上げているとおり、一人一人にしっかりと説明し語りかけて、理解を求めていく努力というのは必要だと思っておりますので、それを誠心誠意尽くしていく。これは、私ども行政が間に立ちながら法人のほうも丁寧に話しかけていくというのが大切ではなかろうかなと思っております。

○委員（徳田修和君）

選考基準や手続きもしっかりと踏んでの選考だというのは、もう説明の中でしっかりと理解できているんですけど、陳情者の中で、保護者であったり保育士の中でも、もう一つの候補の法人のほうはかなりよかったと感じたのに、今回こちらに決定をした根拠が分からないというような形なんです。今の部長の答弁の中で、責任としっかりと述べられたその部分です。思いもあるのであればその保護者の方々に、今回これが決め手となってこちらに決まったんですよというようなお話の仕方というのは、今後説明会の中ではできるものなのですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然説明をする中では、そういう部分も含めた御説明も必要になってくると思います。ちなみに、採点の方法につきましては、5人の方々が一人ずつ一定の区分ごとの持ち点を持たれて、それを集計して、その合計が60点に満たなければ候補なしという選択もある中で、国分教育学園さんとわらべ保育園を運営されるところとの点数に差がありまして、両方とも60点を超えておりましたので候補者になり得る最低の点数はありました。その中で、点数の個別の積み上げの部分で国分教育学園の方が上位であったので、そちらの方を移管先として決定したという経過でございます。その辺につきましても、改めましてまた個別の内容等も必要があれば、含めて説明はさせていただきたいと思います。ただ、無記名で5人の選考委員、実際に参加した4人の選考委員の点数が出ておりますので、その辺は個別の情報は出せませんが、全体的な部分はしっかりと必要な説明はしていきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

建替えをすべき土地、まだしっかりと決まっていないのでお示しできなかったところだというような答弁だったんですけど、ここもそろそろ説明をするに当たってそこそこ決まってきたのではないかなと思っているんですけど、こういうところも早めに示していただきたいという、こういうのが示されないというのも不信感の一つだと。またそこは建替えができない理由とかも説明されたのか。移転を条件に決まったというような説明を受けたということだったんですけど、その場所で建替えをできなかった理由は説明会の中では言われているんですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

最初の保護者の説明会の時に、部長の答弁にもございましたように去年応募がなかったのは、募集をされてこられた法人の方々に聴いたところ、あそこの園庭も園舎も狭いと。道路が狭い割に交通量が多くて、横断歩道を渡って送迎用の駐車場に行かないといけないという危険性があるので、現在の場所では移管後の保育園を運営するのは難しいという御意見を頂いたので、今回、同地区内に新しい施設を造っていただきたいということでお願いしたところでございます。

○委員（徳田修和君）

新しい場所というのも粗方この辺のエリアにということくらいは示せたのではないのかなと思っているんですけども、しっかりと決まっていないと正確な情報として行政的には言えないということもあるのは理解するんですけども、こういう形で少しずつ積み重ねた不信感というもので今の状況が生まれていると理解するわけです。先ほど前川原委員がおっしゃったよう

な、資料を回収されたとか、例えば答弁の中でも先生方の残留とかですが、雇用継続等の話合いもされたということですが、その一方でお聴きすればハローワークにも募集が掛けられていて、結局、継続雇用を約束したと言いながら、新しい雇用を募集していて、口約束だけで首を切られるんじゃないのかとか、説明を受けたこととちょっと乖離するような行動を取られている部分が少し見えてきて、こうして誠実な説明をしていることに対しても、騙されているのではないかというような不信感が募っているというような御意見でしたけれども、今度引受けられている法人とのそこら辺の考え方、今後のスケジュールとか、一気に募集を掛けていくのをよしとしたのか、市が募集を掛けてよいと言ったのか、その辺の経緯を。

○保健福祉部長（越口哲也君）

確かに前川原委員、徳田委員がおっしゃるように、不信感の積み重ねというのがこういう形になっているというのは、私どもも十分理解しております。一つずつ紐解いていかなければいけないわけでございますけれども、例えば先ほど申し上げた用地の問題でございます。用地については、複数の場所があるということもお聴きしております。広さや建築基準法の制約などいろいろな制約も出てこようかと思えます。その場合、建設ができるできないという部分もあるかと思えますので、そこにつきましては候補地を私ども見させていただいたり、登記等で用地の広さ、園庭などがどれくらいの形で造れるのかとか、しっかりと確認させていただきなごらなるべく早い段階で保護者の皆様方にも候補地はここが適当だと市としても考えているという説明できればいいかなと思っております。それと、職員の雇用の件でございます。この件も午前中の春光園の件と同様でございます。議会の議決を本来ですと12月議会に提案させていただき準備をしていた中で、これはあってはならない対応でございます。私どももきつく法人に対しては取下げを要請しまして、即日取下げをしていただきました。これも平成30年4月からの民間移譲を進める中で、どうしても正規職員は4人は抜けます。更に、当初の法人が決まる前の残るか残らないかという調査の中でも残らないという方も数名いらっしゃいましたので、幾分か雇用を法人としては急がれたのかなと。特に、今保育士は募集を掛けても非常に集まらない時期でございます。当然残っていただく職員が少ない場合もですし、正規職員が抜ける分を含めましても、何人かは不足するのは明らかでございましたので、それをちょっとフライングの形で募集を掛けたというところでございまして、これにつきましては、先ほど申し上げたように取下げをさせていただいたということでございます。

○委員（徳田修和君）

お話の中で、今まで民営化されたほかの例ということで、隼人保育園のアンケート結果で悲観的なほうの意見の御紹介があったわけですが、アンケートというのは、確かに悲観的な意見もあるんでしょうけれど、それなりの良かったという意見とかも当然あるとは思っているんです。これも民営化したら半年後ぐらいにアンケートを取っていると思うんですけど、そのアンケート結果等も資料として示しながら、移管後の不安を解消できるような説明の仕方というのはできるんですか。それとも、ほかの園のことなのであまり例に出せないものなんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

他園でのアンケート結果等も踏まえた説明は十分できるかと思えます。一つの行動に、例え

ば運動会での今までのやり方とか変わったやり方をしたときに、例えば3世代が走る競技とかを今までより減らしたと。減らした理由は一人っ子とか母子家庭の子供たちに配慮して、なるべくそういう部分はあまり加味しないほうがいいと。しかし、一方ではそういうのに期待してきた人たちからすると裏切られたという。だから一つの変化がプラスに出たりマイナスに出たりする。あまりいい例ではないかもしれませんが、やはり変化というものは、いいふうにとられる部分と悪いふうにとられる部分がどうしてもございます。ただ、そういう変化の部分は運営が変わればある程度出てくる部分ですと。こういういい評価も受けているし、こういうマイナス評価の部分もございましたというのは、しっかりと話をしていくべきかなと思います。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時37分」

「再 開 午後 2時41分」

△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、審査に入ります。本日は、陳情者である山下様ほか7名の方が出席されております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。なお、御発言の際には、挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクの青いボタンを押して、起立して発言していただきますようお願い致します。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、陳情者から陳情内容の説明をお願いします。

○陳情者（伊藤レイ子君）

今日は時間を取っていただきありがとうございます。霧島市の医療を充実するための陳情書の陳情趣旨を説明させていただきます。2016年の国民生活調査で、全世帯の56.5%が生活が苦しいと答えています。それで霧島市でも受診控えによる死亡事例が発生していると聞いています。今日、会長が来ていたんですけれども、患者さんの予約があっただけでお帰りになったものから、簡単に山下先生のほうで説明していただきます。国民保険の加入者は非正規労働者とか高齢者、個人事業者などで構成されていまして、年齢構成と所得階層区分は資料をお配りしていますので、それをご覧ください。2018年度から国民健康保険税の都道府県化によって、納付金を100%納める必要がありますので、ぜひ一般会計からの繰入れによる軽減策を実現していただきたいと思って、この陳情書を出しました。必要な医療が受けられない人を出さないためにも、誰もが負担できる国保税の実現をよろしくお願い致します。

○陳情者（山下義仁君）

国分生協病院で内科の医師をしております山下と申します。この間、国民健康保険税を霧島

市で7年ほど引き上げを押し留めていただき、誠にありがとうございます。そういった点では、そのまま上がっていけばより厳しい状況になっていたと思うんですが、それでも先ほど趣旨説明等にありましたが、今年6月にありましたことを御紹介したいと思います。56歳の女性でおうちは理髪店を御夫婦で経営されていたということなんですが、10年くらい前から国民健康保険税の滞納があったという状況でした。ただ、糖尿病もありまして、体の状態は決してよくはなかったということなんです。5年くらい前からは体調が悪いときに2～3万円ほど市に納めさせていただいて短期保険証を発行してもらって受診していたということでした。今年は1月に受診したのが最後で、6月11日の前日ですが非常に体調が悪いということで御主人は今日のうちに行ったほうがいいのかとおっしゃったそうなんですけれども、明日まで待って市役所にお金を納めてから短期保険証が出てから行くと話されたそうです。実際こちらの市役所の収納課の窓口に来られて、その受付でお話をしている最中に意識を失われて倒れられたと。で、市役所から救急の要請があって、私たち国分生協病院に搬入されたときは心肺停止状態でした。いろいろと蘇生術をさせていただきましたけれども、残念ながら亡くなられています。血液検査のデータ等をみますと、どうも急性心筋梗塞を起こされていたようです。糖尿病が基礎疾患にあり、コントロールが悪ければ血管を冒す病気ですので、心筋梗塞は十分あり得る病気です。そういう方が実際に目の前で亡くなられたということは、私たち医療従事者としても非常に衝撃でしたし、残念な結果でした。ですから、まだ56歳ですので、本来であれば生産人口年齢ですので、この霧島市を支える方々なんです。そういう方々が既に医療が受けられないということで、命を絶たれてしまったという状況なんです。ですから、一人こういう方がいらっしゃったということ言えば、背景にはもっと多くの方々が実際にいらっしゃるだろうと。それは今日お配りした統計の資料の中にも、収入の非常に少ない方々が多いということは4枚目に出ておりますので、100万円未満の方でも1万世帯を超えていますので、そういったことが今後も起こりえることが十分懸念されます。そういった点で、ぜひこちらの財政のほうから投入いただいて、一人でも多くの方が安心して医療を受けられる状況にさせていただけたらと思います。先ほど「上医は国を医し、中医は人を医し、下医は病を医す」という資料を出させていただきましたけれども、私たち医師は下医なんです。どれだけ頑張っても下医なんです。そういった点では、ここにいらっしゃる皆様方は中医です。安倍首相は上医になるのかどうかというのはありますけれども、少なくともここ中医の方々には人を治すさせていただけたらと思います。元々憲法25条がありまして、その中では国のほうでは、健康で文化的な最低限の生活を保障するとなっていますし、そのために国は社会保障及び公衆衛生等々充実させるように努めなければならないとなっていますけれども、まさに国民健康保険は社会保障ですので、そういった点を残念ながら国の代わりということはないですが、今度県になりますけれども、市のほうで支えていただけたらと思います。最後に、資料の1枚目を簡単に御説明したいと思います。1984年からのものを出しています。図1ですけれども、84年の段階で国民健康保険に関する国の負担率は49.8%でした。それが2007年には25%、ほぼ半分ということになります。それに反比例するかのように一人当たりの保険料が約4万円から8万4,000円くらいまで上がっているという状況になっています。ですから、事の根本は、国保の国庫支出が落ちてきているということになっています。ですから、それが市町村のほうで負担というのも大変だとは思いますがけれど

も、やはり人が亡くなるということでは非常に悲しいことですので、そこを霧島市のほうでぜひカバーしていただけたらと思います。図2にありますように、負担が増えてくると納税率がだんだん落ちてくるんです。そういったことも関係してきます。最後に、家族4人の世帯での収入が300万円だと仮定した場合の試算をしましたがけれども、いろいろ後期高齢のこととか介護保険だとかも含めると、年間で53万5,600円が税として出て行きます。つまり、250万円以下で生活するような状況になると。最低限度の生活ができるかというのを考えていただけたらいいかなと思います。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情内容の説明が終わりました。陳情内容についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

資料の3番目ですが、実際、霧島市が9,600万円程度を一般会計から入れて負担の軽減をしているというような事実があるわけですがけれども、例えば、鹿児島市は除いて、薩摩川内市が2億5,000万円、鹿屋市が2億5,000万円、枕崎市が2億5,000万円、霧島市が9,675万9,000円という感じで、奄美市も多いわけですがけれども、やはりもっと負担軽減をやるべきだと私は思っていますし、金の切れ目が命の切れ目になるような事態になってはならないと思うんですがけれども、子供さんを持っているところは、資格証明書ではなく短期保険証で医療をちゃんと受けられるというふうになっているんですがけれども、例えば極端な話、どうしてもということで無保険でという患者さんたちも中にはいらっしゃるのでしょうか。

○陳情者（山下義仁君）

無保険の方もいらっしゃいます。病院に救急車で搬送されてきて、透析も必要そうなかなかりの高血圧の方が入院されたりということもあったんですがけれども、そういう方々の場合は、透析ができるだろうということで身体障害者1級の申請をしつつ、こちらでは無料低額診療事業というものもやっておりますので、病院が医療費を負担するということはしています。ですがこれはあくまでも私たちの病院に来られればそういうことはできますけれども、他の病院では霧島市内やってらっしゃいませんので、そういうことは無理ですし、病院だけなので、例えば、お薬が出たら薬局はそうしていませんのでお薬代は少なくとも払わなければならないということがあります。

○委員（徳田修和君）

早期治療で命を救うという点でもしっかりと考えていくべき部分であるということもしっかり認識させていただいて勉強させていただいているところですが、その中で、医療費が年々ずっと上がっているところをどうしなければいけないのかということも、毎回陳情を頂く度に勉強させていただいているところなんですけれども、以前も陳情を出していただいたときに、医療費をどうにか押さえたいけるような取組というのを医師会や薬剤師会、歯科医師会3師会との連携の中で考えていけるのかどうかというお話をさせていただいた経緯があると思います。現在、取組として、お医者様のほうではどのような経過になっているのかということをお示しいただければ参考にさせていただきたいと思います。

○陳情者（山下義仁君）

本日配らせていただいた資料の中に、円グラフと棒グラフの入った資料がありますが、一つ医療費で言うと、お薬代が結構高いです。この中にはお薬代もあれば医師や医療従事者の人件費も入っていますけれど、お薬について言うと、ジェネリックという、同じ中身ですが後発品ということでかなりお安くなるんですけれども、そういったお薬への変更をやっていきます。私たちのところでも80%以上のお薬がジェネリックですけれども、鹿児島県では全国平均64.1%に対して72.6%ジェネリックに変更ということで、全国的にも2位ですから、これは鹿児島県の医師会を挙げてまずお薬の負担を軽くしています。ですから、患者さんのほうもジェネリックになるのを当然としているところがありまして、逆に元々の高いのがいいんだということを確認しながら、そうでなかったら基本的にジェネリックにしていく。これは、外来だけではなくて入院のほうでもそういうふうに出費を減らすようにしています。

○委員（徳田修和君）

ジェネリックの取組ということで、どう抑えていけるかということ行政としましても健康生きがいつくりのほうで、極力、幸せに健康な生活を送っていただけるような事業サービスとしてどういうことができるのかというのは研究しているところも、こちらのほうでも併せてしっかり考えていきたいと思っております。実際、繰上充用でやっている今の手法ですけれども、やはり充用で補填というわけではないので、やはり年々借金が増えていっている。いずれその部分を解消しなければならぬというところが出てくると思いますので、いかに実質が抑えられるのかという取組をこちらのほうでも勉強させていただきたいなと思っておりますので、ジェネリックのほうの意見等も参考にさせていただいて、また、行政に対して下げてほしいという中身の陳情なんですけれども、今言ったような元々の医療費の高騰を抑制する取組の助言、アドバイス等があればお示しいただければと。

○陳情者（山下義仁君）

今の内容ですと、医師のほうからのものだと思いますけれど、早い話、一番は予防なんです。昔、岩手県の豪雪地帯に沢内村というところがありまして、そこは乳児死亡率も高かったところですが、健診を充実させていって病気を早く見つけて、軽いうちに治療を始めていくと。今こちらでも健診をやっていきます。そういったところでの異常値が出た方をしっかりフォローしていって高脂血症なり血糖、血圧の高い方を早めに引っ掛けて、治療に結び付けることだと思いますし、国分生協病院はこの12月から禁煙外来を始めましたけれども、喫煙は肺がんや肺気腫だけではなくて、狭心症、心筋梗塞それから喉頭がんなどいろいろな病気の元になります。ですから、一次予防するのは禁煙ですから、そういった点では禁煙外来というのは心臓カテーテル検査が悪くなってから血管を拡げるよりずっと意味があると考えます。肺がんを抑えられれば、オプチーボという高いお薬は聴いたことがあると思いますけれど、そういう薬を使う必要がないわけです。タバコは年齢と違って避けられるものですから、そういったことなどを一次予防として医療機関が取り組んでいくということは、遠回りのようで一番の近道だと思います。残念ながら、今そういう方向で医療だとかが進んでいない。そこにあまり報酬がないのでそちらにいかないんですけれど、そういったことも大事じゃないかなと思います。

○陳情者（南静江君）

私はその予防ということで、先日テレビを観ていたら、尼崎市がすごく先進的なことをやっ

ていて、今やっている健康診断の中に特殊なチェック項目を入れて、事前に健康的に問題がある人をピックアップして、その人たちに対しての健康運動指導というのをすばらしくやっているところがあったんです。だから健康推進課みたいな部署があると思いますけれども、全国的に先進的にやっているところに対して学習を進めて、霧島市でもその項目とかを作ってもらったら、早く自分の健康についてのチェックができるのではないかと思います。私は、健康運動指導士の資格を取って、細々ながら自分の地域でやったりしているんですけど、健康運動指導士の資格を取って10年経っているんですけど、私が思うに、霧島市はなかなか使ってくれないんです。せっかく資格を取って私はみんなを健康にしたいと思っていたんですけど、市のほうから全然声も掛からないし出番がないという。だから自分で作ってやっているんですけど、そういう人たちをもう少しうまく活用して地域の中でみんなが運動する場というのを、重くではなく軽くみんなができる場というものの研究というのを。今年から始まった地域で運動するという政策もすごくいいんですけど、あの運動なんかも、もうちょっと工夫してできないかなということを考えています。健康診断のデータの中に特殊なものを入れているという先ほどの尼崎市の件については、いいことなので、ぜひ勉強して取り入れてもらいたいと思います。

○委員（前川原正人君）

陳情5号の中で、来年4月に県に移管されますけれども、納める納付金が幾らという計算が上がるのがシミュレーションで1月の中旬過ぎとお聴きしております。ただ、県から求められる納付金を100%納める必要があると。今、霧島市が保険者として90%を集めていて、足りない部分については霧島市が何らかの形で補充するということができるんですけど、100%集めるとなったとき、その分を国保加入者にしわ寄せするのではなくて、霧島市がちゃんと行政として市民の暮らしを守り福祉を守って責任を負っていただきたいという理解でよろしいですか。

○陳情者（八ヶ代亘君）

市民が一番心配しているのはそこですよ。まだ具体的には決まっていないんですけど、県のを見ますと大体7%ぐらい上がるのではないかということと言われておりますけれども、今でも市民は限界だと思います。年金はどんどん下げられるし、先日も生活保護を引き下げるとか保険料がどんどん上がって、大体200万円くらいの人で18%、約35~36万円払っているという本当に限界で、これ以上払えないというか。霧島市は200万円の人で大体36万8,125円で、全県で5番目くらいに高いんですけども、所得税も地方税も大体4%程度ですが、18%というのはめちゃくちゃ高くて、本当に限界だということです。先ほど山下先生が言われましたけれども、国庫が5割くらいあったのが、半分減ってしまったというところにあるんですけども、ただ一般の社会保険の方は企業主が50%負担するんです。全国的には元々59年に国民全員で命や健康を守るといって皆保険制度としてスタートして、そのときは初診料だけだったんです。せっかく保険料を払っているのに、いざ病気になって窓口に行ったら、そこで1割~3割のあく意味二重取りの構造になっているんです。だから、国保というのは日本で一番加入者が多くて4,738万人くらい、協会健保が大体3,600万人、組合健保が3,041万人。そういう意味では所得の一番低い農家とか小規模の商店とか、今で言えば非正規雇用の青年達、所得200万円以下のワーキングプアの人たちが入っていると。一番経済的に弱い人が一番重い税金を払っているとい

うが現在の国保だと思えます。霧島市は体力があるわけです。この前議会を傍聴していましたが、約165億円の基金があるわけで、伊佐市は3億5,200万円くらいの財政負担をしているわけです。ぜひ霧島市民の命や健康を守るために、これまで7年間、議員さんの努力もあって実現してきました。だいたい平均して2万6,000円くらいですかね。こういう運動というのは市民も議員さんもいっしょになってやっている自治体は全国でもここくらいのもんです。これは非常に素晴らしいことで、これをぜひ次も続けていってほしいと思えます。県に移行してもしばらくは市町村が主役です。県にいくと市民の顔が見えない医療行政を作ると心配されますので、市町村がしっかり市民の命や健康を守っていく立場をぜひ貫いていってほしいと思えます。

○陳情者（岩元昭雄君）

今、八ヶ代さんも言われましたが7年間、私たちのお願いが議会で支持されてきているという事は非常にいいことだなと思えます。最初に山下先生が言われたように、健康保険料が高くなってきたというのは国が金を出さなくなったから。では我々はどこに頼るかという、やっぱり身近な自治体をお願いするということになると思うんです。そこで住民の命の一番身近な守り手ですから、その役割を今後も果たしていただきたいと思えます。住民は自分で掛かる医療は安いほうがいいんですが、払うときにはなかなか安いとは思わないわけです。資格証明などに移ってしまっている人たちというのは、受診をためらうと思うんです。ためらうと、どうしてもものつびきならない状態になるまで医者に行かないと。そうすると、軽いうちに診てもらって処置をすれば医療費全体としては安く済んだはずなのに、非常に重くなって自治体の医療財政としてはマイナスになることが多いと思えます。だから、先ほど山下先生が、医療費抑制の一番大事なところは予防だと言われましたけれども、軽いうちにお医者さんに行ってどうだろうかというのは、ある意味では治療より予防の意味が強いと思うんです。だから、身体に異常がある人たちが早めに行ったほうが軽く済むなという状態が広がったほうがいいと思えます。その点で、急に悪くなったりするのは子供なんです。だから、子供は軽いうちに無料で医療に掛かると。私たちの陳情の中で中学卒業までは窓口無料にしてほしいというのがありますが、その点もぜひ理解をしていただいて、霧島市で実現をしていただけると有り難いなと思えます。

○傍聴委員（植山利博君）

一点だけ確認させていただきたいんですけども、陳情の主なる陳情項目というのは、霧島市が現在行っている7年間続けている減免を、今後も維持してほしいという理解でいいのですか。陳情の趣旨の文書を見ると、「一般会計からの繰入れによる国保税負担の軽減策が必要です。必要な医療が受けられない人を出さないため、誰もが負担できる国保税の実現を求めます」という表現もあるんですけども、もっと税率を下げるべきだという趣旨ではないと。現在のレベルの減免を維持してやっていただきたいという理解でいいのかどうか、確認させてください。

○陳情者（伊藤レイ子君）

引下げは継続してほしいんですけど、都道府県化になりますと、どうしても100%納付しなければならないということになりますので、自動的に上がるというのは困るなというのもありまして、引下げを継続してほしいというふうに陳情させていただきました。それに伴って、当

然繰入れも必要になってくると思うんです。保険料を上げずそれをカバーするためには繰入れも必要になってくると思いますので、それはつながっているのではないかと考えています。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第5号の陳情内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時15分」

「再 開 午後 3時30分」

△陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど途中になりました陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書の質疑を続けます。ほかにございますか。

○委員（徳田修和君）

説明する側、受ける側のボタンの掛け違い的なところで、ここまでこじてれしまっているなと思っておりますが、先ほど答弁いただきましたとおり、行政責任という立場でしっかりとした説明をしていくんだという方向性も聴けましたので、ここで事業自体を再来年の4月に延期したということが、責任を果たすための思いの表れだと確認させていただいてよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まさしくそのとおりでございまして、このまま平成30年4月民営化に向けた動きをしますと、一番かわいそうなのが子供たちではなからうかと思えます。しっかり保育士が確保できて、今の状態を引き続き運営ができるようにするためには、まず保護者の皆様方への理解と、今いる職員の多くに残っていただいて、引き続き子供たちを見ていけるように、しっかりと話し合いの場を設けていけたらと思えます。また、保護者の皆様方にも実際にあおば幼稚園、あかつき認定こども園の保育現場を見ていただく場を設けるとか、そういう形で、今の園の運営状況、保育の実情も見えていただきながら、しっかりと説明して理解をいただくようにしていきたいと思えます。

○委員（仮屋国治君）

近々、年度内くらいに、保護者の皆さんと話し合いの場を設ける予定がありますか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然、そういう場をしっかりと設けて意思疎通を図れるように進めていきたいと思えます。

○委員（池田 守君）

今回の陳情を機に、これからのこういった民営化等の場合のために、苦言を呈したいんですけども、今回の選考過程に瑕疵はなかったということなんですけれど、法に則った瑕疵はなかったと確かに思います。ただ、6月に保護者説明会、7月に第1回の選考委員会、そして9

月に第2回の選考委員会と。この9月の選考委員会の中で決定されたわけです。その中で5人の選考委員で選ばれるべきところが4人だったと。5人の日程が合わなかったということなんですけれども、たった5人です。この5人の日程を合わせられなかったということは、大きな瑕疵ではないかと私は思うんです。というのは、例えば、学識経験者の選考委員が2人で、保護者の選考委員が2人だった場合は、多分もう一つの候補の園と逆転していたと思うんです。そういうことが容易に考えられる中で、ちょっと拙速ではなかったかと。どうして5人が揃う日程調整ができなかったのか。これは、何か特別な理由があるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず、私どもは法人からの説明を保護者代表の委員だけではなくて、保護者の皆さん方にも聴いていただける場を設けたいということで、まず土曜日にしようということで設定いたしました。そして、その土曜日の9月9日を9月30日に、その後のほうでもあと2週間くらいずらそうということで、日程を動かして調整しようとしたんですが、欠席される方がどうしてもその後の夜勤の関係で、昼間の委員会の時間帯にはどうしても確証が取れないというところがございます。この9月30日も、その欠席の委員はできるだけ参加できるように努力してみるけどというところまではいっていたんですけれども、結果として9月30日の審査のときに出席できなかったということでございまして、それ以降に日にちをずらしてもその方の出席の確保ができないということで、もう9月30日を決定日として選ばせていただいたというのがございます。ただ、おっしゃるように、この選考過程も今までの選考過程と同じ日程で進めてはおりますが、私どもが一番感じておりますのが、12月議会で議決いただいて、その後職員確保を決定して、3月から運営をスタートするというのは、相当無理があるなというのをつくづく感じております。平成31年度から横川保育園についても民営化を進めておりますけれども、これについては日程を若干早めて、9月議会あたりには議案として提案させていただいて、6か月くらいの猶予期間をもって決定していればいいのかなど。そのためには、こういう選考過程にも少し余裕を持って、横川については今年度から準備を進めておりますし、今後はそういう審査の時間的余裕をもう少し確保するというのも大事なと教訓として受けて進めたいと思っております。

○委員（池田 守君）

その中で、今日来られた方々は保健福祉部に対してもすごく不信感を持っていらっしゃると思います。ですから、そのあたりのところは配慮が足りなかったと率直に認めてそれから入らないと、先に進まないと思いますので、その辺の感情的なものも取り除くように努力して欲しいと思います。

○保健福祉部長（越口哲也君）

全くそのとおりでございます。私ども行政が法人との間にも入りますし、保護者の間にも入りながら、丁寧に説明しながら納得度を上げて、最後はよかったねという形で民営化が進められるように精一杯努力してまいります。

○委員（前川原正人君）

これだけ感情的にもつれていくと、一つ一つ紐解いて歩み寄っていくことは大切だと思うんですが、先の口述書で移管先の法人の変更は考えていないんだと。当然、それぞれの手続きを踏んで進めてきたという背景があるわけなんですけれども、逆に法人がこれだけもつれると辞

退するような事態が発生した場合、その後はどういう展開が予想されるのですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもは保護者とも歩み寄ってしっかり説明をしていきますが、法人もしっかりした運営基盤で引継いでいけるように、今後、職員採用などの話をしていきます。国分教育学園の運営している保育園で保育を受けている方々も200数十名いらっしゃいます。その方々はほぼ満足しながら保育園で預かっているわけですので、当然私どもはその法人自体の運営の基本的な部分というのは理解しているところがございますし、安心しているところがございます。あと、清水地区の人たちが全く同じ法人だからということにならないように、そういう園ごとの方針とかもちょっとした違いを付けるとかということもお願いしながら、法人との対応もしていきたいと思えます。法人が辞退ということになりますと、白紙に返ることも全く想定できないわけではございませんけれども、法人はちゃんとした手続きの下に決定しているわけですので、そうならないような対策を取っていきたいと思えます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、陳情第4号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時41分」

「再開 午後 3時44分」

△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書の陳情事項の「霧島市の国民健康保険税引下げを継続すること」につきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。本市の国民健康保険につきましては、まず被保険者の状況は、加入世帯及び加入者数状況は年々減少傾向にある中で、60歳以上の方々が全体の55.51%を占めるなど被保険者の高齢化が進んでいる状況です。また医療費の状況については、高齢化が進むにつれて、保険給付費など国保特会において支払わなければならない経費は増加傾向にあります。このような状況において、本市の平成28年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入合計175億4,670万3,866円、歳出合計180億1,927万817円で、4億7,256万6,951円の歳入不足となったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定による平成29年度の歳入を繰り上げて充用を行いました。本市の本年度の国保財政につきましては、現時点における保険給付費決算見込が前年度を若干下回る状況であります、歳入である国民健康保険税は、被保険者の減少等により前年度よりも減少が見込まれ、本年度に

おきましても非常に厳しい財政状況となる公算が大きいと考えております。また、平成30年度からは国保制度改革に伴い、国民健康保険の都道府県化が実施され、保険税率等については、1月に県から示される標準保険料率に基づき、決定していくことになります。このようなことを踏まえ、現在、本市の国民健康保険事業の安定的な運営を持続するために必要な財源を確保する観点から、税率等について検討を行っているところでございます。以上で、概況の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（有村和浩君）

本市の国民健康保険の現状を御説明申し上げます。資料1の霧島市国民健康保険の状況の1ページをご覧ください。まず、1. 被保険者数及び世帯数（年度平均）につきまして、御説明いたします。平成26年度は、世帯数1万8,363世帯で、被保険者数は3万411人です。平成27年度は、世帯数1万8,034世帯で、被保険者数は2万9,516人です。平成28年度は、世帯数1万7,681世帯で、被保険者数は2万8,517人です。このように、世帯数・被保険者につきましては、年々減少傾向にあります。次に、2. 国保被保険者の年齢構成（5歳階級別）につきまして、御説明いたします。総被保険者は2万7,874人で、年齢構成につきましては、0～19歳が11.33%、20～59歳が33.16%、60～74歳が約55.51%となっております。60歳以上の年齢構成が半数以上ということになります。次に、3. 国保加入率につきまして、御説明いたします。平成26年度は、世帯加入率30.87%で、被保険者数加入率は23.85%です。平成27年度は、世帯加入率30.17%で、被保険者数加入率は23.23%です。平成28年度は、世帯加入率29.47%で、被保険者数加入率は22.52%です。このように、世帯加入率、被保険者加入率につきましても、年々減少傾向にあります。次に、2ページをご覧ください。4. 年度別決算状況につきまして、御説明いたします。まず、歳入の国民健康保険税の推移につきまして、御説明いたします。平成26年度は、約22億9,130万円で、対前年度比で約0.2%の伸びです。平成27年度は、約22億1,160万円で、対前年度比で約3.5%の減です。平成28年度は、約21億5,670万円で、対前年度比で約2.5%の減です。このように、国民健康保険税につきましては、世帯数・被保険者数の減等により、減少の傾向にあります。歳入総額（合計）につきましては、平成26年度は、約150億4,280万円で、対前年度比で約1.8%の伸びです。平成27年度は、約173億6,410万円で、対前年度比で約15.4%の伸びです。平成28年度は、約175億4,670万円で、対前年度比で約1.1%の伸びです。次に、3ページをご覧ください。歳出の保険給付費の推移につきまして、御説明いたします。平成26年度は、約104億5,870万円で、対前年度比で約3.4%の伸びです。平成27年度は、約109億5,990万円で、対前年度比で約4.8%の伸びです。平成28年度は、約107億4,010万円で、対前年度比で約2%の減少です。保険給付費については、これまで増加傾向にありましたが、平成28年度は減少に転じています。歳出総額合計につきましては、平成26年度は、約153億1,490万円で、対前年度比で約3.1%の伸びです。平成27年度は、約180億1,770万円で、対前年度比で約17.7%の伸びです。平成28年度は、約180億1,930万円で、前年度から横ばいの状況です。平成28年度においては、歳入は1%伸びたものの、歳出の伸びがほとんどなかったことから、歳入の不足額が平成27年度を下回っています。平成28年度においては、歳入の前期高齢者交付金が前年度比で約2億6,000万円伸びたのに対し、歳出の保険給付費が前年度比で約2億2,000万円減少したことなどから、歳入不足額が若干解消されたも

のと思われます。5. 国民健康保険事業給付基金の基金保有額につきましては、平成26年度は、1,000円になります。平成27年度は、基金を廃止しています。次に、4ページをご覧ください。

6. 年度別保険税現年度調定額につきましては、御説明いたします。国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額の推移につきましては、平成26年度は、7万5,266円で、対前年度比で約0.46%の減です。県内19市の中では13番目の額です。平成27年度は、7万4,275円で、対前年度比で約1.32%の減です。県内19市の中では12番目の額です。平成28年度は、7万5,183円で、対前年度比で約1.22%の増となっています。県内19市の中では13番目の額です。このように、本市の国民健康保険税の被保険者一人当たりの調定額、いわゆる負担額につきましては、県内19市の中の順位は中間にありますが、平成28年度では、19市平均より3,433円低く、市町村平均より2,392円低くなっております。次に、5ページをご覧ください。

8. 被保険者1人当たり医療費の推移につきまして、御説明いたします。平成26年度は、40万4,999円で、対前年度比で4.27%の伸びです。県内19市の中では14番目の額です。平成27年度は、43万5,816円で、対前年度比で7.61%の伸びです。県内19市の中では13番目の額です。平成28年度は、44万250円で、対前年度比で0.97%の伸びです。県内19市の中では10番目の額です。このように、本市の一人当たりの医療費につきましては、県内19市の中の順位は中間にありますが、平成28年度では、19市の平均額よりは1万3,404円高く、市町村平均より2万533円高くなっております。医療費水準は県平均より高い位置にあります。次に、6ページをご覧ください。

10. 国民健康保険税の税率につきましては、御説明いたします。平成19年4月から旧1市6町の税率を統一し、それまでの4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、資産割を廃止し、3方式（所得割・均等割・平等割）になりました。平成22年6月議会で霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例が可決され、医療給付費分について、所得割が0.6%、均等割が3,700円、平等割が300円軽減されています。また、同議会において、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例も可決され、12歳以上18歳未満の扶養親族を有する世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する国民健康保険税の減額が行われております。なお、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例につきましては、平成29年度まで延長、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例につきましては、平成28年度から減免額を二分の一から四分の三に拡充して、継続しております。次に、11. 平成29年度県下19市税率状況につきまして、御説明いたします。この表につきましては、医療給付費と後期高齢者支援金と介護納付金を合算しております。また、応益割では均等割と平等割を合算しております。国保税の課税方式につきましては、鹿児島市、奄美市、霧島市は3方式で、資産割0%になります。それ以外の市は、資産割を加えますので4方式になります。19市の中で本市の税率を見ますと、所得割は1位、応益割は11位になります。3方式の場合には、資産割がございませんので、4方式に比べ所得割が高くなる傾向にあります。ただし、これはあくまでも平成29年度時点の税率状況でございます。平成30年度からの国保制度改革に伴い、鹿児島県が定める鹿児島県国民健康保険運営方針において、平成35年度を目標として3方式に統一することが明記されておりますので、現在、資産割がある市におきましても、資産割を廃止し、税率の見直しが行われることとなります。次に、7ページをご覧ください。

12. 年度別収納率の推移の合計につきまして、御説明いたします。平成26年度は、現年度分91.23%、滞納繰越分20.99%、計70.59%です。平成27年度は、現年度分92.33%、滞納繰越分22.98%、計73.62%です。平成28年度は、現年度分93.06%、滞納

繰越分23.69%，計76.4%です。平成28年度の県下19市の現年度分収納率は92.11%であり，本市が若干，上回っております。次に，13. 平成28年度県下19市決算における一般会計からの繰入金速報値につきまして，御説明いたします。本市の一般会計からの繰入金につきましては，総額で約12億5,930万円，そのうち，その他繰入金は，約9,920万円になります。19市の一般会計からの繰入金につきましては，総額で約188億7,200万円，そのうち，その他繰入金は約51億1,600万円の前年度より若干減少しております。19市の収支の合計額につきましては，約38億4,030万円の歳入不足で，厳しい財政状況になっております。仮にその他繰入金がなかったとした場合，平成28年度決算では，鹿児島市，奄美市，霧島市以外にも，指宿市，南さつま市，曾於市，阿久根市，南九州市，伊佐市，枕崎市，垂水市が歳入不足となり，歳入不足総額も約89億5,660万円に膨らむこととなります。次に，8ページをご覧ください。14. 平成27年度決算構成比の比較につきまして，御説明いたします。歳入につきましては，県全体との比較におきまして，本市の構成比が高い科目は，国庫支出金，療養給付費等交付金，前期高齢者交付金，共同事業交付金で，構成比の低い科目は，国民健康保険税，繰入金等になります。歳出につきましては，県全体との比較におきまして，本市の構成比が高い科目は，保険給付費，保険事業費で，構成比の低い科目は，後期高齢者支援金，共同事業拠出金等になります。以上で説明を終わります。それでは，よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま，執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

現在までの状況をお知らせいただいたわけですがけれども，これを受けて平成30年度はどうなるというところを御説明いただけませんか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

平成30年度をどうするかというところが私どもも頭の痛いところでございますが，平成30年度からは県が一定の税率を示してまいります。これを示すのが明けて1月12日を予定しております。それを基本にしながら霧島市の必要な税率を決定していかなければならないわけでございますので，まずその数値を情報として得るとというのが第一でございます。それと，私どもは先ほど説明いたしましたように，4億7,000万円あまりの累積赤字を持っております。この赤字を今後どうするかという部分を判断していかなければいけないというのが一番大きな問題です。被保険者も減っていくわけですがけれども，減っていく方々で今までの赤字分を全部精算していくとなりますと，相当な税の引き上げをしないととてもではないですができないという状況でございますので，私どもも財政当局のほうには今までの累積分についての解消策をぜひ考えてほしいということは伝えております。まずそれが一点。それと，今までの本税に対しまして，1月に示される率がどの程度なのかということを見させていただいて，特別減税を続けるのか，本税自体をまずどうするかという議論をする必要が出てきます。そこが決まったときに，その中に必要な税率を取り込むのか，可能な部分を算出しながら今の本税より低いところでなんとか確保できないのかという議論が出てくると思います。いかんせん，1月の示される率が出ない中ではなかなか今後の取扱いが決めきれないというのが現状でございます。

○委員（前川原正人君）

陳情第5号の関係で、大体7年間国保税を上げなかったというのは評価をしているところでございますが、今県が出している段階では、大体7%程度上がるであろうと。しかし、これは厚生労働省が激変緩和策として最初に1,700億円入れて、あとで2,700億円入れるであろうということが見込まれているわけです。県に移管するという一つの方針はできましたが、法定減免もこの中には入っていないわけです。1月12日以降でなくても、現時点で行政が持っている情報としてどこまでもっていらっしゃるのか。ある試算では14.2%くらいまで上がるんじゃないとか、そういう情報もあるわけですが、どの程度の情報収集をされているのかなど。

○保健福祉部長（越口哲也君）

今までも県から試算が数回届いてはおります。診療年の違い、被保険者数の変動など、様々な要素、昨年度は1,700億円が投入されて、今年度は1,700億円のうち2回目の試算の中で1,200億円が、3回目の試算で1,500億円が投入された中での試算が示されております。ただ私どももびっくりしたのが、2回目の試算で1,200億円入れて3回目で1,500億円入れたのに、鹿児島県の減免に係る額が減少しているという事実がございます。つまり、あと200億円投入はされるわけですが、投入されるからといって3回目の示されるものより下がるという保証もないわけでございます。そういうところも想定するのに困難がございます。ですので、あと約20日あまりなんです、その数値を見極めさせていただいてどうすべきかというところをしっかりとお示しできるようにしなければならぬと思っております。

○委員（前川原正人君）

県に移管されるということは分かっているわけです。陳情者が一番懸念しているのは、県に移って霧島市は100%納めなければいけないわけです。しかし、今は92%程度で推移をしてきて、各種調整交付金とか様々な補助金を活用しながらやりくりし、特別減免をやってきたんですけれど、100%納入するのに足りない部分を、行政が福祉を守るという点に立つのか、不足分を国保加入者に全部負担させるのかという二つに一つしかないわけです。その方針も1月12日以降にならないと見出せないという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

最初も申し上げましたが、今までの累積した赤字をまず整理しなければならないという部分を今、協議しております。確かにこれを被保険者に負担させれば更に上がるわけですので、この部分を年次的に一般会計のほうで補填していただけるような手法をまず考えてみます。そして、新たに示される税率に対して、その税率を課税することによって、その後増えた不足分は県が貸付金で手当てしていただける。ただ、それより低い税率で課税して赤字が出た部分については市町村で対応しなさいということになりますので、その不足する見込みが出たときに果たして一般会計として確保できるのかどうかは、示された税率を基に現行との比較、特別減税との比較を慎重に行いながら、決めていく必要があると思います。例えば、一般会計も幾分か補填するけれども、被保険者にも一応の負担も求めていくという手法もあるでしょうし、それを比率的にどうするかというのもあると思います。その辺につきましても、まだ具体的なものは持ち合わせておりませんので、1月12日に示される予定のものを見ながら検討を進めたいと思います。

○委員（徳田修和君）

確かに累積赤字の部分はどうしていくかというのは、大切な問題だと。自分たちも以前委員会の中で審議した際に、県に移行するまでにどのくらいの累積になるかというときに、行政のほうでは10億円程度であろうと予測の中動いていて、どういう取扱いをしていくかは部長の答弁では、県の試算が出ないことにははっきりと進めていけないということですよ。一方、先ほど頂いた資料の中で、保険給付費の推移等を見ると、以前審査であった議論の中では、4%5%の伸び率を示してくると経営自体が難しいのではないだろうかということで、5%いってしまえば体力的に厳しいという御説明の中あったのが、平成28年度減少に転じたというところで、ここは何かしら今ある事業の取組の一定の成果が出た部分なのかなと感じるんですけども、ここをどう分析されているのか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず、医療費の総額は対前年で下回っております。ただ、一人当たりの医療費で見ますと微増でございます。減ったのは、加入者数が1,000人近く減少しました。減少した大きな要因が、社会保険の加入基準の緩和でして、パートタイムでも一定の勤務時間がありますと、社会保険への加入が義務付けられたことから、国保の加入者数が大幅に減ったというのが大きな要因として減につながったのかなと。ただ、一人当たりは微増でございますので、医療費の一人単価は増えているという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

陳情者から頂いた資料の中で、平成29年度における国保加入者の世帯主の主な収入区分ということで、給与から未申告まで全体で1万7,538世帯と。内訳を見ますと年金が断トツで多くて1万512世帯、農業が157世帯、その他41世帯、無収入1,306世帯、未申告が886世帯と。全体の73%ほどが1万2,902世帯が低所得者がほとんどだと。低収入の人たちがたくさん加入しているというのが今の国保の特徴にもなっているんです。担税力で考えていくとやはり行政が最終的には、歳入不足の累積部分と県に移管されたあとのケアが出てくると思うんですが、その辺の方針は新しい市長の下では、いつくらいをめぐりに決定するという想定をされていますか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

どうしても3月議会には提案しなければならないわけでございます。県から示された三案等を基にある程度の詰めをしながら最終的に1月に示されるものを合わせまして、早急に必要な財源を割り出して、それをどういう形で確保していくのか。委員の言われるように負担能力に応じた部分をどう合わせていくのか。所得割、均等割、平等割の額の算定をすることによって、まず担税力とか所得階層の低い方々への配慮、減免においてどの程度の減収が出てくるのか、様々な要因を引き出しまして、そして不足する額が出てくると思いますので、それをどう取り扱っていくか、更にその率に上乘せをしていくのか、それとも会計の中ででき得る対応をしていくのか、そのところは予算編成前にしっかりと対応したいと思います。

○傍聴委員（植山利博君）

今の部長の答弁を聞いていますと、県が示された中で所得割、均等割、平等割、この辺も見直しをしていく可能性が十分あると。税率そのものをしっかりと見直しをしていくんだという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

単に今の本税をそのままにした場合に、税区分ごとの率も県が示す部分と差が出ております。なので、基本的には本税の部分の見直しが必要ではなかろうかという考え方を持っております。ただ、示された今の額と1月に示される額が若干異なると思いますので、そこ辺りも見ながら慎重に必要な税率を見極めていきたいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで、陳情第5号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時20分」

「再 開 午後 4時23分」

△ 自由討議

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。自由討議は本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。

△議案第78号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

それでは、まず、議案第78号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第88号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について

○委員長（平原志保君）

議案第88号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第79号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

議案第79号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第94号 指定管理者の指定について（溝辺公民館）

○委員長（平原志保君）

議案第94号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

陳情第4号について、意見はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

質疑の中で、当局も一生懸命これから擦り合わせをしていくようなお話もしておりますし、年度内にもまた話し合いの場を設けたいというような話もしておられましたので、できれば継続でされてはどうかと思っております。

○委員（徳田修和君）

私も継続でいいのではないかなと思っております。行政のほうの説明もでしたけれども、陳情者のお話の中にも、話し合っていく余地があるような御意思も確認できましたので、できればいい方向でお互いの話が進んでいく経過を見ていったほうがいいのではないかなという思いで、継続を求めます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

陳情第5号について、意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

こちら、先ほどの部長答弁でもありましたように、1年半ばに県から示されるものがなければ先に進めないようなお話であったので、ここも引き続き継続で審査していくべきものではないかなと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第80号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

議案第80号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第81号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

議案第81号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△議案第95号 財産の処分について

○委員長（平原志保君）

議案第95号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△議案処理及び陳情処理

○委員長（平原志保君）

これより、議案処理及び陳情処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行い、最後に陳情第4、5号の順で陳情処理を行います。

△議案第78号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

議案第78号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 79 号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 79 号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 79 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 80 号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 80 号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 80 号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。審査の中で明らかになったわけですが、佐々木保育園を廃止して今後学童クラブとして活用するということが明らかになりました。しかし、学童保育で利用するとなると、当然、保育園との差というのは年齢層が全く違うわけでございまして、今後、中山間地域の保育園を廃止するということになりますと、将来を見据えた場合に子供を預ける場所がなくなっていくということになりかねないわけでありまして、そういう懸念から本案には賛成ができないということを申し述べておきたいと思えます。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成者の発言を許可しますが、ほかにございませんか。

○委員（池田 守君）

私は賛成の立場で討論いたします。今回、園児の確保が難しいということで、将来を見据えても確保が難しいということで、廃園ということなんです。それに代わる学童児童クラブを造るということ、次の有効活用がみられるという点で、これは積極的に廃止して、新たな活用をしながらそこに子供を増やすような対策を取るべきだと思いますので、賛成いたします。

○委員長（平原志保君）

討論を終わります。採決します。議案第 80 号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第81号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第81号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第81号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。審査の中でも本会議の中でも明らかになったのですが、経済的理由により入所されているという施設の位置付けでございます。日当山春光園を廃止するということになるわけですが、当然所得の水準によりまして年金で生活をされている低所得の方たちが入所されているという特徴を持っているわけで、最後のセーフティネットとしての役割が公立での存続であると私たちは考えております。ですから、より良い施設になるであろうとは思いますが、公立としての最後のセーフティネットを守っていくという点からみると、廃止はすべきでないということから反対です。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

議案第81号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。今回、日当山春光園の民営化ということで、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき行われるものであります。ここで、民間の引き受け先は、現在、複数の施設を経営しております、その施設の近くに移転されるという計画も示されました。今、養護老人ホームでは外部からの介護サービスを受けておりますが、この移管先法人は、ほかの介護サービス等の経営も行っておりますので、より高い入居者のサービスが求められるものであろうと思われまゝ。養護老人ホームとしての経営も、行政の関わり方もなんら変わることはなく、セーフティネットとしての役割は十分果たせていけるものだと認識しております。よって、本議案には賛成の立場でございます。委員諸氏の賛同を求め終わります。

○委員長（平原志保君）

討論を終わります。採決します。議案第81号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 88 号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 88 号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 88 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 94 号 指定管理者の指定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 94 号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 94 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 94 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 95 号 財産の処分について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 95 号、財産の処分について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 95 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第 95 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 6 名。賛成多数と認めます。したがって、議案第 95 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△陳情第 4 号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、討論に入る前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。先ほど継続という意見がでしたが、皆さん継続で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

しがたって、陳情第4号は継続審査とすることに決定しました。

△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書についてですが、こちら先ほどの御意見で継続というのが出ましたが、皆さん継続で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

しがたって、陳情第5号は継続審査とすることに決定しました。

△委員長報告に付け加える点について

○委員長（平原志保君）

ただいま議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」の声あり〕

○委員（池田 守君）

財産の処分についてなんですが、この中で移管後の3年後をめどに移転するということでしたけれども、その跡地の処分についてはしっかりと協議しておいてほしいというのを付け加えてほしいと思います。建物の処分ですね。

○委員長（平原志保君）

それでは、そのように致します。以上で、審査を終わります。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、いかが取り計らいますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時37分」

「再 開 午後 4時39分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査ですが、1月12日以降に国保の継続的な調査ということによろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（平原志保君）

ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保